

水産政策審議会資源管理分科会
第 1 3 3 回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第133回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和6年11月1日（金）13:30～18:32

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第457号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群並びにうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の変更、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の別紙2の追加、かつお（中西部太平洋条約海域）、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の別紙3の変更等）について

諮問第458号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の案等について

諮問第459号 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 予定の時刻となりましたので、ただいまから第133回資源管理分科会を開会します。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。よろしくお願いいたします。

初めに事務的な御案内でございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてくださるよう、お願いいたします。

また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員はウェブ出席の方を含めまして10名中9名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、木村委員におかれましては、少し遅れての御出席と伺っております。

また、特別委員の方は、ウェブ出席を含めまして13名中12名の方に御出席いただいております。

それでは、続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その次に資料の一覧がございます。資料の1でございますが、資源管理分科会委員・特別委員の名簿になります。

資料の2-1と2-2につきまして一つのホチキス留めになっておりますけれども、資源管理基本方針の一部変更に関する諮問第457号、それから資料2-2が資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてになります。

次の資料の3の綴りが、ちょっと厚いホチキス留めになっておりますけれども、まず1枚目の資料の3-1でございますが、特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の案等についての諮問第458号になります。

ホチキス留めの中で、資料の3-2から資料の3-11までが各資源の令和6年度資源評

価結果等になります。

資料の 3－12から資料の 3－20までが令和 7 管理年度の各魚種ごとの T A C の設定及び配分についての（案）になります。

次に、資料の 3－21が令和 6～8 管理年度の漁獲可能量（T A C）の配分シェアの算出についてとなります。

この資料の 3 が一連の綴りになります。

続きまして、資料の 4－1 と 4－2 がまた一つのホチキス留めになっておりますけれども、資料の 4－1 が特定水産資源（するめいか）に関する令和 6 管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更についての諮問第 459 号になります。

資料の 4－2 がするめいかにおける国の留保からの配分についてになります。

資料の 5－1 と 5－2 がまた一つのホチキス留めになっておりますけれども、資料の 5－1 が融通等の結果報告について、資料の 5－2 が太平洋クロマグロの資源管理についてになります。

最後、資料の 6 が国の留保からの配分等についての資料になります。

資料に不備等ございましたら、事務局の方にお申出をお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでいたしますので、よろしくお願いいたします。

（報道関係者 退出）

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長をお願いいたします。

○山川分科会長 山川でございます。本日は委員の皆様におかれましては御多用のところ御参集くださいまして、ありがとうございます。

本日の議事は非常に多くございます。資料も膨大な資料がありますけれども、円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事を進めさせていただきます。

本日は諮問事項が 3 件、報告事項が 2 件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず諮問第457号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群並びにうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の変更、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の別紙2の追加、かつお（中西部太平洋条約海域）、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の別紙3の変更等）について」です。

事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

そうしましたら、資料2の説明に入らせていただきます。

まず、諮問文を読み上げます。

6 水管 第2258号

令和6年11月1日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群並びにうるめいわし対馬暖流系群の別紙2の変更、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の別紙2の追加、かつお（中西部太平洋条約海域）、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の別紙3の変更等）について（諮問第457号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴

審議会の意見を求める。

それでは、19ページをお開きください。

まず本日の変更事項の一覧です。本日は全部で変更事項は6つございます。それぞれに即して、次のページから説明に入らせていただきます。

まず変更事項1、本則における漁獲シナリオに係る規定の見直しについてです。

変更の趣旨です。

漁業法には、水産資源ごとに資源管理の目標を定めることとなっています。二種類ございます。一つ目は、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値——これが「目標管理基準値」です。二つ目は、これを下回ったときに資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値——これが「限界管理基準値」です。

今回、こちらの資源管理の目標に加えまして、漁獲シナリオの構成要素の一つとして、その資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案し、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値——ここからは「暫定目標管理基準値」と言います——を定めることができる旨を新たに規定することを考えています。

変更の背景ですけれども、今日、同じ資源管理分科会に諮ります、まだい日本海西部・東シナ海系群に関連するものです。

少し資料は飛んでしまいますけれども、資料3の67ページを説明させていただければと思います。67ページをお開けください。「マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑩」と書いてある下のスライドです。

まず、この資源につきましては、ステークホルダー会合での議論から、資源を利用する漁業の実態などを踏まえて、1歳から6歳のMSYを達成するために必要な親魚量を目標とする値としたところです。

この値ですけれども、スライドの左側の図の図12、管理基準値案と禁漁水準案、ここで言うところの緑色と黄色の両矢印の間に入っている部分、これが管理の方で決めた値ですけれども、こちらと、緑色の両矢印で示しましたMSYを達成する資源量の水準と比べますと少し離れていまして、MSYを達成するために必要な親魚量には当てはまらないということになります。そのため、今回、漁獲シナリオの一部として、暫定目標管理基準値を考えたものです。

具体的にどのように本則に変更するのかということですが、**「2 変更内容の概要」**のところで、漁獲シナリオは、本則第2、資源管理の目標の2、漁獲シナリオのところで構成する項目が定められております。こちらについて、従前からあるものを①基本原則と位置付けまして、21ページに入ります、②として当面の目標となる資源水準の値を定める場合ということで、必要な構成要素をア、イ、ウということで定めたものです。ポイントとしては、通常の漁獲シナリオと同様に、目標を達成する年度、資源水準の値が達成年度に目標とする管理基準を上回る確率、同じくこの資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率という構成になっています。これが通常の漁獲シナリオであれば、目標が目標管理基準値のところ、今回、暫定目標管理基準値ということで、それぞれ新たに作ったものです。

その他ですが、関連して一つ変更を加えています。

まさば対馬暖流系群、ごまさば対馬暖流系群を皮切りに、資源管理方針の見直しが行われています。結果、見直しにより変更が生じる場合が出てきます。

20ページにお戻りください。下から2行目、3行目ですが、これまでは最初管理年度から原則として10年を超えない期間とすることを定めておりましたが、今後は目標管理基準値の変更というものもございますので、変更が生じた場合には、変更後の最初の管理年度から10年とするという内容を加えたものです。

以上が変更事項の1の説明です。

続きまして、変更事項2に移ります。ページ22を開いてください。

「別紙2-5 まあじ」における資源管理目標の見直しについてです。まあじ資源というものは従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分かれた資源評価が行われてきております。ただ、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されているところです。

このような特性から、この資源について令和6管理年度は一つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえまして、管理の面においては一つの資源として管理をすることとなっています。

本年度、令和7管理年度におきましても同様の考え方を続けることにいたしたく、必要な変更を加えたものです。

以上が変更事項の２の説明です。

23ページをお開けください。変更事項３、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理基本方針別紙における規定の修正です。こちらにつきましては、令和６年６月４日付け農林水産省告示において、これまで、その他大臣許可漁業の管理区分に含まれておりました「沖合底びき網漁業」を「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」として新たに管理区分を定め、必要な配分数量を明示して、管理が行われることになりました。この新たな管理区分の追加に伴いまして、残る必要な事項の変更を加えたものです。

具体的には「２ 変更内容の概要」のところですが、第５ 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」、また「第８ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」につきまして、お示ししたような変更を加えるというものです。

続きまして、25ページをお開けください。変更事項４です。「別紙２－39 かたくちいわし対馬暖流系群」及び「別紙２－40 うるめいわし対馬暖流系群」に係るステップアップ管理のスケジュールの変更についてです。

これらの２系群につきましては、ほかの資源から先行して、令和６管理年度からステップアップが開始されています。現在も実施中のところです。

この資源のステップアップ管理に係るスケジュールにつきましては、ステップ１を開始してから２年後に、ステップ３の開始を目指すこととされております。その後にステップアップ管理が開始された資源、具体的にはまだら資源ですが、この４系群よりもステップアップ３の開始を目指すまでの年数が１年間短くなっています。

このような中で、今回ステップアップ管理の開始に向けて準備をしているかたくちいわし太平洋系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、ステップ１開始の３年後にステップ３を開始することを目指すとしておりますところ、同じ魚種であり、ほかの系群であるかたくちいわし対馬暖流系群についても、これらの資源のスケジュールと合わせるべきではないかという御意見がパブリックコメントで頂いたところです。

このことを踏まえまして、ステップアップ管理のスケジュールに関する規定上の公平性・横並びを確保する観点から、かたくち対馬暖流系群、そしてうるめいわし対馬暖流系群について変更を行おうというものです。

具体的にどこが変更になるかと申しますと、右側の「現行」の下から３行目、「令和８管理年度からステップ３を開始する」となっているところ、これを変更して、「令和９管

理年度からステップ3を開始することを目指す」とするものとなります。

これに伴いまして、ステップ3開始の条件となっていますステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合とする期間を「令和7管理年度中」から「令和8管理年度中」に変えるものです。

以上が変更事項4の説明です。

続きまして、変更事項5に入ります。こちらについては国際資源ですので、国際課の鈴木室長から説明をさせていただきます。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。私から、かつおとめかじき、いわゆる国際資源の資源管理の目標の変更について御説明させていただきます。

26ページを御覧ください。国際資源の資源管理の目標等につきましては、これまで資源管理基本方針の規定に基づきまして、「当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されているものを考慮して定める」ということとしておりまして、これまで基本的には国際機関で決定された目標を、基本方針の別紙に記載している形を取っております。

今回、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）において資源管理の目標が改定されましたことから、関連部分について改正を行うものでございます。

具体的な内容について御説明します。

2の（1）の別紙3－3のかつお（中西部太平洋条約海域）についてでございますが、これの改正前の資源管理の目標値はWCPFCの決定に基づきまして、暫定的に漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50%の値と規定しておりました。これについて、昨年12月のWCPFC年次会合での合意を受けまして、今回ここに記載のと通りの改正をするものでございます。

具体的には、iの値とiiの値の平均値を取るという形になっておりまして、このiとiiの意図するところを簡単に御説明しますと、iは近年、すなわち2018から2021年までの間の資源量の水準を示しておりまして、iiの方で、まき網などの漁獲努力量の規制の水準となっております2012年近辺の漁獲を実現するような資源量の水準を示しておるものでございまして、この二つの平均を取るということで、両者を考慮したというものでございます。

なお、現状、この改正後の規定に沿って目標値を算定しますと、数字では50.5%となっております。改正前の目標値50%とほぼ同水準の値となっております。

次にその下、別紙 3－4、かつお（インド洋協定海域）と別紙 3－15、めかじき（インド洋協定海域）について御説明いたします。これらにつきましては、IOTC で決定されました管理目標に基づきまして、改正前においては、いずれも暫定的に最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値という規定でございましたが、今年 5 月の IOTC 年次会合での合意を受けて、記載のとおり改正するものでございます。

変更事項 5 は以上のとおりです。

○資源管理推進室長 再び、資源管理推進室長です。

続きまして、最後の変更事項になります「かたくちいわし太平洋系群」、「かたくちいわし瀬戸内海系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の特定水産資源への追加についての説明です。

こちらについては新たに追加するものですので、28 ページにあります一覧表で説明をさせていただきますと思います。この表は資源管理方針で定める項目ごとに概要を記したものです。

今回、パブリックコメントで頂いた意見も踏まえて、当初の案から変更したものがありますので、この箇所について説明をいたします。

真ん中、別紙 2－49、かたくちいわし瀬戸内海系群のところを御確認ください。この一番下の「その他」の項目の二つ目の黒ポツです。申し上げますと、本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状態を避けるための措置として、管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置などに係る規定について検討を行い、結論を得るという項目です。

こちらについては、パブリックコメントにかけた案ですと、ステップ 3 の開始までに結論を得るとしていました。これに対して、先行するかたくち対馬暖流系群と同様、ステップ 2 の開始までに結論を得ることとしてほしいとの意見を頂きました。これに対しましては、かたくちいわしという同じ魚種であり、同じ生物学的特性を有していることも踏まえまして、ステップ 2 に変更した案を本日の分科会でお諮りするものです。

同様の理由により、かたくち太平洋系群における翌年度からの繰越し制度に係る規定——同様に、別紙 2－48 のかたくちいわし太平洋系群の欄の「その他」の二つ目のポツですけれども、ここについても「ステップ 3 の開始までに結論を得る」としていたものを、「ステップ 2 の開始までに結論を得る」という変更後の案で本日の分科会にお諮りしたも

のです。

以上が資料の2の説明です。ここからは、説明しました資源管理方針の一部変更案につきましてパブリックコメントを行いましたところ、その結果について報告します。かたくちいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、まだい日本海西部・東シナ海系群について、合計で16件の意見を頂きました。

かたくちいわし対馬暖流系群については、既に説明をしたところです。残りの資源につきまして、資源ごとに意見の概要と、これに対する水産庁の考えを説明したいと思います。

なお、文書の形での回答は11月半ばを目途に公表の準備を進めてまいります。

まず、かたくちいわし太平洋です。

この資源につきましては、①伊勢・三河湾の資源の取扱いを含めた資源評価の精度向上、これまでの資源管理の取組や、地域ごとの資源の分布・漁獲の状況等を考慮した配分の検討、漁獲状況によらない高加入期への移行の兆候感知方法も含めた上乗せ発動基準の検討をステップ2までの間に検討するとしたステークホルダー会合の取りまとめを着実に進めてほしい、②ステップ2までの取組に十分な進展が得られていなければステップ3に進まないこと、③TAC管理の運用の検討に当たっては、環境の変動などにより急激な資源変化が生じ得る資源の特性、まき網漁業ではサバ・マイワシが獲れているときにはカタクチイワシを狙って獲ることはないといった漁業の実態を踏まえまして柔軟に考えてほしいといった意見を頂きました。

このことに対しましては、ステークホルダー会合の取りまとめを着実に進めるとともにステップ3についてはステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に取り組を開始するとした資源管理基本方針に則して進めてまいります。

続きまして、かたくちいわし瀬戸内海系群に入ります。

この資源につきましては、①ステップ1への移行に関する今回の水産庁の対応は「漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進める」との説明と掛け離れている、漁業関係者の収入に直結する「獲っても問題がない資源」がきちんと漁獲できるスキームを明確にした上で、改めてステップ1への移行について関係者の意見を確認してほしい、漁業者への説明が不十分で理解が得られていない現時点において、ステップ1への移行は時期尚早であると言わざるを得ない、②十分な説明責任が果たされないことで漁業関係者の不安が置き去りにされ、ステークホルダー会合においてTACの導入が強引に取りまとめられたと受け止められたことは、ロードマップや会議で水産庁が説明する「漁業者を始

めとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進める」から掛け離れた対応であり、改めて関係漁業者の理解を得た上で進めることを強く求める、③今後のTAC管理に関する調整に当たっては、現場の実情を把握している関係府県の意見を踏まえ、関係府県と協調した、より一層の丁寧な対応をお願いしたい、配分基準の検討に際しては、これまでの各地の資源管理の取組に濃淡があることを鑑み、一律に過去の漁獲実績のみに基づくのではなく、これまでの資源管理の取組などを考慮した不公平感のない基準を検討してほしい、④同じ資源のシラスの漁獲量の報告を義務化し、シラスも数量管理してほしい。カタクチイワシの原魚換算係数については国が統一した係数を決めてほしい、漁獲規制が行われた場合に共済限度額に影響が出ないように配慮するなど経営への配慮も考えてほしい、⑤ステップ1の期間中に、漁獲報告に基づく資源評価を行ってほしい、といった御意見を頂きました。

これに対しましては、ステークホルダー会合における議論、またその前後に行った現場での意見交換を通じて、漁獲量を正しく把握することがこの資源を利用する関係者にとって有益であること、そのためにステップ1に進み、関係する全ての漁業者に公平に漁業法に基づく報告を求めるとともに、その報告を収集する体制を確立することを説明し、また、TAC管理の柔軟な運用についても、具体的な提案を示すためにはステップ1において漁獲量等の報告体制と収集体制を確立した上で、そこで得られた最善の情報に基づいて研究機関が評価を行う必要があると説明したところでございまして、ステップ1の管理を開始することについては、ステークホルダー会合において、参加者の大勢としては御理解を頂けたと考えており、来年1月からステップ1に入るとして取りまとめを行ったところです。

なお、「獲っても問題のない資源」がきちんと漁獲できるようにするための柔軟な運用が必要となるのは、採捕停止命令の実行を伴うステップ3からとなります。

続けて、配分基準については、ステップ2の管理を開始する際に定めるとしており、頂いた意見も考慮して関係者と議論をしてまいります。

シラスについては、遊泳力が弱く、環境の影響を強く受け、毎年其自然死亡率は大きく変動することから、自然死亡率を仮定した将来の尾数の推定は不確実性が非常に高くなり、したがって、この時期において数量管理の根拠となる資源量の算出が困難であるとされているところですが、管理について漁獲量を増やさないこと以上の取組を検討するとしたステークホルダー会合の取りまとめを踏まえて検討してまいります。

原魚換算については、ステップアップ管理の期間において、関係府県間で公平な取扱い

となることを前提として、漁獲及び加工実態などを踏まえて各県が検討したものを基に検討を進めていくという考え方をこれまでも示しているところですが、今回頂いた意見も考慮してまいります。

漁業経営への配慮につきましては、TAC管理は中長期的に資源を有効活用し、将来にわたり安定的に漁業を営むことを目的に導入するものであり、この目的達成のために引き続き漁業経営に配慮した制度設計を進めてまいります。

最後に、資源評価については、実施の時期を明確にすることは困難ですが、ステップ3の開始に先立ち開催するステークホルダー会合の前には、漁獲可能量の管理の実施によって収集されたデータに基づいて更新された評価結果を基に、運用などを検討することが資源管理基本方針に定められています。

最後、まだい日本海西部・東シナ海系群です。

この資源につきましては、ステップ1及びステップ2で十分な進展がない場合にはステップ3に移行しないことを資源管理方針に明記するとともに、ステップ3に移行する具体的な判断基準を示してほしい。同じ魚種においては全ての系群で同時にステップ3に移行することを明記してほしい。遊漁の数量の把握と数量管理の手法を検討していただきたいという御意見を頂きました。

このことに対しましては、ステップ3についてはステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に取組を開始するとした資源管理基本方針に則して進めてまいります。生物学的特性やその資源を利用する漁業の実態は資源によって異なることから、統一の判断基準を作ることは困難でございますけれども、ステップ3の開始に先立ち開催するステークホルダー会合前にはステップ1及びステップ2の取組結果をお示しすることとなっています。また、ステップ3への移行の議論は系群ごとに行いますが、ほかのマダイの資源につきましても、その進捗に合わせてTAC化に向けた議論が進むよう努力をしてまいります。

遊漁管理については、ステップ2の終了までに、遊漁による採捕量について把握をし、管理の方向性についてお示しできるように検討を進めてまいります。

以上がパブリックコメントで頂いた意見、それに対する水産庁の考え方です。

最後です。今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問しますが、軽微な変更につきましては、分科会会長御了解の上、修正したいと考えていますので、この点につきましても御了承いただければと存じます。

以上、事務局からの説明です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

先ずは、本会を始めとした全国の漁業者は各浜において様々な資源管理に取り組んでいて、資源管理の重要性や必要性というものは十分理解しているところです。

その上で、カタクチイワシ瀬戸内海系群のT A Cの導入に向けた協議の進め方について、一言意見をさせていただきます。

これまでも意見交換会やステークホルダー会合でも指摘されているとおり、カタクチイワシは寿命が2年と短く、若齢魚を主体とする漁業実績から見ても、資源評価や将来予測などの不確実性というのは常々言われており、水産庁、水研機構においてもそういったことは十分認識していると思っております。

その上で、本会の会員からは、「カタクチイワシ瀬戸内海系群のT A C導入に当たって、国が言っている国の留保枠からの配分や県間融通、それから翌年度からの繰入れといったT A C管理の柔軟な運用の導入というものが本当に有効に機能するかどうか、漁業者の不安を払拭することができるのかと言ったことを、T A C導入の前、ステップ1に移行する前に明確に水産庁から答えて頂きたいということをステークホルダー会議のところで何度も何度も求めていたにもかかわらず、明確な回答もないままにT A C管理のステップアップ方式への移行開始というものが強引に取りまとめられたことに対して強い憤りと不信感を抱く結果となった。このため、漁業者の理解は全く得られていない」という意見が全漁連の方に寄せられているんです。

水産庁は公表している「資源管理の推進に向けた新たなロードマップ」の中においても、「漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進める」ということを明記しておりますし、本会主催の様々な資源管理の会議でも度々水産庁より、「漁業者の理解なしに、漁業者の反対を押し切ってまでT A C導入は考えていない」と、こういった回答を何度も行っていますよね。

こうした中において、本会としては、先ほども申し上げましたとおり、水産庁による十分な説明責任が果たされていないままに、漁業関係者の不安を払拭することなく、ステー

クホルダー会合においてTAC導入が強引に取りまとめられたこと、そしてまたロードマップや本会主催の会議で回答してきた「漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得た上で進める」といった趣旨からも掛け離れた対応であると言わざるを得ないと考えております。

水産庁に対しましては、改めて関係漁業者への十分な説明責任を果たすとともに、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めるということを強く求めます。

また、カタクチイワシ瀬戸内海系群にかかるパブリックコメントにおいては、先ほど水産庁からご説明のあった意見以外にも様々なご意見があったのではないかと思います、要約して説明したんでしょうけれども、提出された意見というのはしっかりと全文を開示をしていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。ただいまの御意見に関しまして、水産庁いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 三浦委員ありがとうございます。このことに対しまして、ちょっと繰り返になってしまうところ、恐縮ですけれども、ステーク会合における議論、またその前後に行った現場での意見交換を通じて、今回、漁獲量を正しく把握することがこの資源を利用する関係者に有益であること、そのためには、ステップアップ1に進み、関係する全ての漁業者に法律に基づき公平に報告を求めるとともにその報告を収集する体制を確立することにつきましては御理解を得られたなということで今回お話しするところです。

この先、正に今日この場でも頂いた御意見、またパブリックコメントの中でも頂いた意見、このことを真摯に捉まえまして、またステップアップ管理の中で議論を進めていく中で糧にいたしまして、水産庁としての説明、これまで以上に丁寧な説明を心掛けたいというところです。

最後についてはおっしゃるとおりです。私の説明、今日は要約してやったものですが、頂いたコメントに対する回答は文書の形として、11月の中旬までに政府のホームページの方で公表させていただきます。また、その公表した回答に対して何か御意見を頂きましたら、是非そこはまた踏まえて、いろいろと考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 まだステップアップ方式の開始までに時間があるなかで、納得していないと

いう漁業者が多数いるということですよね。それを大体の理解を得られたから進めるという回答は、我々としては受け入れられません。水産庁には、しっかりと説明責任を果たしていただいて、ステップ1において、先ほど申し上げました不安が払しょくされていないという点をしっかりと検証してから進めるんだということも伝えていただきたい。我々の会議の中ではステップ1から2にいくのも、1年でできるものもあれば、2年、3年掛かるものもあり、スケジュールが決まっているわけではないということを明言しているわけですから、そういうこともしっかり示した中で説明をしていただかないと漁業者は理解できないということです。

それとあわせて、変更事項の4についても申し上げますと、水産庁より、変更の趣旨の（4）のところで、公平性の観点からステップアップ管理のスケジュールを同じ魚種の他の系群と横並びにすると説明がありました。今回の変更自体はおかしなことでもないと思います。しかしながら、今後の取組において考えると、同じ魚種であっても系群が違いうことはステークホルダーも違ってきますし、浜や漁業の実情も全部違って来るわけです。違いがあるものを一律に管理することができるのでしょうか。

例えば、ステップ1から2にいくタイミングやステップ2から3にいくタイミングが異なることも、系群が違えば当たり前だと我々としては理解をしています。そういったこともしっかりと言及していただかないと浜が混乱するので、そこはしっかりとよろしく願いいたします。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 厳しい御意見をありがとうございます。カタクチイワシの瀬戸内海系群に関するステークホルダー会合の取りまとめにおいて、非常に強引に水産庁で取りまとめられたと受け止められたということについては、我々の言葉遣いですとか言葉のやり取り、非常に丁寧じゃなかった部分があったんだというふうに思います。ですので、今後、こういった会議も含めて、漁業者の皆さん、あるいはほかの関係者の皆さんとのやり取りについては丁寧に対応していきたいと、今回の件を反省した上で、そういうふうに対応していきたいと思います。

一方で、このかたくちいわし瀬戸内海系群、寿命が短くて、評価の不確実性も高いという中で、TAC管理も難しいということを受けて、委員から御指摘がありましたように留保ですとか融通ですとか、あるいは翌年度からの繰入れといった柔軟な運用について、まだどういふものになるのか不安だから、ステップ1にいかないでくれという御意見が、当

該県というか、関係者からあったというのは十分認識をしております。

一方で、ほかの資源との関係も考えて、そういった柔軟な仕組みというのは、実際に採捕停止命令等も出し得る状況になるステップ3までの間にきちんと課題を解決して3に進みましょうという整理となっております、その点をステークホルダー会合では御説明をさせていただいて、多くの参加者の皆さんからは、先ほど赤塚の方からは、大勢の理解は得られた、という認識で進めることにしたということで申し上げましたけれども、そういった状況で取りまとめたということでありまして、大勢が反対しているのに強引に進めたということでないということについては御理解を頂ければというふうに思います。

あとステップ1に入った後の話ですけれども、先ほど系群ごとに状況が違うんで、実際にステップ2に上がる、あるいは3に上がる、これがずれるということは我々としてもあり得ると思っております。今回、対馬の系群等について横並びで直しましたのは、実際に議論がどれぐらい進んで、先に進めるかどうかというところ、実際にどうなるかは別に、規定上、先行した対馬系群のウルメ、カタクチだけ期間が短くなっていると。要は規定上の公平性はさすがに担保してあげないと、先に進めることになった人たちが厳しいというか、急いでやらなきゃいけないみたいなのは、規定上は少なくとも直しておきましょうということでこういう形にさせていただいたということでございます。

ですので、実際にいろいろな課題解決に合わせて、先ほど三浦委員からも2、3に上がるのは自動的でないというふうなこともありました。それについては実際の議論の進捗に応じてずれが生じ得るというところはあるかと思えます。一方で、漁業者の皆さんからすると、同じ魚種で違う系群で余りずれるのは、市場の混乱とか、そういったところを心配する声もありますので、そこは我々としてできるだけそろえた方がいいんだろうということで、そういう実際の進捗もできるだけ歩調が合うように頑張っていきたいと思えますけれども、実態としてずれることがあり得るというのは三浦委員がおっしゃるとおりだというふうに我々は考えております。

以上でございます。

○山川分科会長　いかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員　今、魚谷部長が言うことも分かるんですけども、我々の会議において、水産庁は「漁業者の理解なしに、漁業者の反対を押し切ってまでTAC導入は考えない。」ということを言っているんです。これは漁業者と水産庁との約束だと我々としては思って

います。まだまだ納得していない漁業者がいるということなので、しっかりと説明責任を果たして漁業者に納得してもらった上で、TAC（ステップ1）へと進めていただきたいと思います。

それと、系群が違えば、ステークホルダーも違うのに、同じ魚種だからと言って何でもできるだけそろえた管理をしなきゃいけないんだと思うことです。そのように努めるのは分かりますけれども、みんな一律にTACに持っていくとか、納得しないなかでステップ1に進めるとか、そういったことになってもらったらここは困るんです。しっかりと関係する漁業者の理解と協力を得た上で、浜や漁業の実情を踏まえた上で柔軟な対応を行っていく。水産庁にはそういったスタンスをしっかりと守ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。関係する漁業者の皆さんの理解を得て進めるというのは、正に基本方針にも、ロードマップにも書かれていることですので、引き続きステップ1に入って以降も、現場に赴くなどして丁寧な説明に努めたいというふうに考えております。

系群ごとの管理ということについては、もちろん管理の内容が系群ごとに異なるというのは、我々としてもそういう形で検討は進めていきたいと思います。歩調を合わせてというところについては、正に漁業者側の皆さんの意識を受けて、そういうふうに努めたいということでありまして、実際に進捗の歩調が合うかどうかというのは中身の議論の進み具合によるということかと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 現場からの非常に強い御意見ということですので、十分な説明責任を果たしていただいた上で、関係者の理解と協力を得た上で進めるということ、今後よろしくお願いいたします。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

青木委員。

○青木委員 青木です。漁業者の皆さんがちょっと恐れているのは、ステップ1になってしまうと、もう後戻りできないんじゃないか。いつか必ずステップ3までされてしまうというようなおそれがあると思うんです。そうならないためにも、今、御説明いただいたように、必ず漁業者の理解を得るような形で進めていただきたいと思います。

今、提示されている目標管理基準値ですとか、そういった値も不確実性の高いカタクチイワシなどで全然ぶれると思うんです。そういった中で、資源管理ですとか資源評価ですとか、そういったものをしっかりされて十分な評価がされない限り、ステップ2、ステップ3に上がっていかないような形でしっかりとやっていただきたいと思います。

本資源、カタクチイワシの性質上、加入の急増ですとか前年の10倍の漁獲があったとか、そういったことも過去にありますので、そういった状況にも柔軟に対応できるような、そういう管理も模索していただくように、しっかり設けていただければと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。ステップ1に入ってしまうと自動的に2、3になってしまうのではないかという御意見でした。水産庁の立場としては、漁業法の方に、TAC管理が基本と書いてある以上、TAC化に向けて進めていくということは、そこは変えることはできないというか、法律に従って進めていくということでございますけれども、一方でステップアップ管理については、1に入れば自動的に2、3といくという形の仕組みにはなっていないというのは申し上げておきたいと思います。青木委員からは、後戻りできないというお話がありました。「後戻り」ということは我々も考えておりませんけれども、課題が解決しない限り上に上がらないという意味では、立ち止まるというか、あるいは足踏み状態になるというか、そういったところはあるんだと思います。ただ、方向性としてはTAC管理を広めていくということが法律の規定にございますので、その方向で進める。要は進める中でも、どういうやり方をすれば、おっしゃったような、例えばカタクチイワシについて言えば、通常加入期と高加入期がある中でぼんと増えたときに支障が生じないような仕組みってどういうものなんだろうかと、そこがはっきりしないと3にいけないよね、というのは、我々も十分認識した上で考えておりますので、そういうことで御理解を頂ければと思います。丁寧に進めていきたいと考えております。

○青木委員 是非よろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、よろしくお願いします。後で井本委員、よろしくお願いします。

○伊藤委員 すみません。確かにステップ1に入るまでの間というんですか、去年、タラを日本海、北海道、全てやりましたけれども、ステップ1に入るにしても、皆さん理解が薄いんです。その薄い中で説明不足なのかなと。説明を聞きたくないのか、説明をしたの

に、そういう理解ができていないのか、そこは分かりませんが、何か私たちも話を聞きますと、水産庁はスケジュールありきだと。スケジュールに入ったら、もうそのままストレートにいつてしまうんだというような不安を、多く話を聞きます。そのところは重々注意していただいて、ステップ1に入った時点では、ステップ2という目標があるわけですから、そこに向けた中で十分な説明、それから理解を得てもらってから進めていかないと、漁業者関係の反発というのはあると思います。時間をもっとかけた方がよろしいかなというふうに御注意申し上げます。

○山川分科会長 重ねて御意見頂いたということで、よろしくお願いいたします。

井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本です。

先ほどから三浦委員から瀬戸内海、それから青木委員から太平洋ということで御意見を出されているんですけども、私ども関係しております対馬暖流系群に関しましては昨年の1月からTAC管理が始まったということで、これをもう一年、令和7年も継続することによって御説明ありましたけれども、こちらに関しましては私どもの方では異論はございません。

ただ、先ほどから意見が出ているとおり、漁獲量の変動が激しいということで、サバ類とか、マイワシとかの主魚種の操業が止まらないような仕組みを、是非、柔軟な方法で考えていただきたいと思います。

それから、先ほどから漁業者の納得とか理解とか、あと十分な進展という言葉が出てきますけれども、こちらの方が私、非常に曖昧だというふうに感じておりまして、例えばでございますけれども、このTAC報告が何%達成したら次のステップに進むとか、そういう誰が見ても分かるというような、数字的なものを含んでいただけると分かりやすいのではないかなというのを思った次第でございます。

あと、ちょっと話が逸れるんですけども、先ほど報告の件がございましたので、これについても一言言わせていただきますけれども、昨年、こちらの水政審の方で対馬系のカタクチ、ウルメのTACが始まるという前に、報告体制について私の方から、事務作業が非常に煩雑で、事務方の負担になっているという発言をさせていただきました。先月、実は研究指導課の方からも私どもの組合の方に、漁獲情報データベースの利用についてということで御説明を頂いております。ですが、その御説明を伺った限りでは、まだ漁績とTAC報告を一元化して行えるようになるというところまでは、まだまだ遠い道のりかなと。

あと何年ぐらい掛かるんだろうなという印象を持ったものですから、これからTAC、追加されるTAC魚種もございますので、もちろん資源管理に合わせて報告体制についても、迅速かつ簡便に報告ができる整備というのを一緒に続けていただけたらなというふうに希望いたします。

以上でございます。

○山川分科会長 数値基準というお話と、あと報告体制のお話ございましたけれども、何か御説明ございますでしょうか。

○資源管理部長 ステップ1から2、2から3に上がるときの数値基準みたいな話、それについては、「漁業者の理解と協力」ということと必ずしもフィットしないんじゃないか、要は、ある基準を決めて、これを超えたら漁業者がどう思っているとも上がりますよみたいな、そういう話にもなりかねないような……

○井本特別委員 だから、それが全てではない。

○資源管理部長 気がします。

先ほどTAC報告のカバー率ということ为例示されたんですけれども、正にTAC報告、報告がちゃんと上がっているのかどうか分からないという状況を改善するために、まずは報告を義務化して取りましょうということなので、現状、母数が分からない。母数が分からないのに対して、報告のカバー率というのは計算できないんだろうなというようなことは思いました。

いずれにしても、上に上がるときの基準を何か決めちゃうのがよいのかどうかということところは、そこは、先ほど来申し上げているとおり、ステークホルダー会合等の議論の中で、やり取りの中で、どれぐらい理解が深まっているのかというようなところで、ある意味、曖昧なことによって、漁業者の皆さんにとっても、よい部分もあるんでしょうし、悪い部分もあるんでしょうけれども、そこはどうなのか、というのは個人的には考えるところです。

これまで私自身、資源管理推進室長時代もステークホルダー会合等で、どういう状況になったら先に進むのか、あるいは進まないのかというのを聞かれる場面がよくありまして、そういうときに私から申し上げたのは、少なくとも一人でも反対していたら進みませんということではないですと。一方で多数決で決めるようなものでもなくて、では反対します、反対だから、ということじゃなくて、反対の理由が何なのか。そこで我々として受け止めて判断するということになりますと申し上げたりしております。

例えば、太平洋のカタクチイワシのステークホルダー会合では、あれは4回やったんですかね。3回目のときに、ステップ1に入るのは大反対だと言われて、その時は、やります、ということではなくて、では、もう一回ステークホルダー会合やりましょうというようになっただけなんですけれども、そのときの反対の理由としては、当時はまだステップアップ管理の内容がきちんと固まっていなかった状況で、ステップアップ管理の考え方自体が漁業者はまだ理解されていないと。あるいは、カタクチイワシについては、シラスとそれ以外を分けてというのが前提になっておりますので、漁業者自身、自分に報告義務がかかるのか、かからないのかも分かっていないと。そういう状況でステップ1にはいけないでしょうというような御意見があったので、それは、水産庁としても、おっしゃるとおりだ、ということで、もう一回やりましょうと。その間に担当が関係の地域の浜を回って、ステップアップ管理というのはこういうものですよ。体色が銀色のものからカタクチイワシになりますので、それを獲っているのであれば報告義務がかかりますよという説明をさせていただいて、もう一回、第4回を開催して。

先ほど青木委員がおっしゃったような、資源がもっと増えたときにどうするんだというところの課題はありつつも、それは3に行くまでにしっかり解決をしますというようなお話をして、一定の理解を得られたということで進めるということになりました。

ですので、何か客観的、あるいは数値的な基準で、理解が得られた、得られないではなくて、そういう議論の中で出てきた状況を踏まえて水産庁としては取りまとめさせていただく。さらに、取りまとめて進める場合には、こうやって水産政策審議会の方に諮問して、今日のような議論を頂くわけなので、そういう二段階の審査というか、意見を頂戴する機会があるという形で進めているということでございます。

井本委員からも、そういう基準を決めるべきじゃないか、進む、進まないは、という御意見は引き続き検討はしたいと思いますが、現状での私の考え方というのは以上でございます。

あと、TAC報告についての手間をできるだけ煩雑にならないように、簡素化されるようにというのは正におっしゃるとおりだと思いますので、ちょっといついつまでに何がというところはこの場で申し上げることはできませんけれども、引き続き対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○井本特別委員　ありがとうございました。丁寧に御説明いただきました。

先ほど申しましたとおりで、ただ、漁業者の納得と理解というところは、水産庁側と漁業者側に若干齟齬が生じているのかなというのは感じるがありますので、そこは改善していただくように、そこは本当の理解を頂けるようにということで、丁寧な御説明を引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 先ほどからステップ1から3の対応のことを言っていただきましたけれども、確かにTACが入るといふ、私のような現場に毎日行っている人間にすると非常に厄介です。でも、私が感じるのは、マグロ以外の魚全て、僕のいる所は中部太平洋ですけれども、ほぼ全てが減少していて、本当に次世代につながるかなと何回もここでもお話ししますけれども。では、TACを入れないで資源管理をしなくて、ほかに次世代につなげる方法があったら、この場で教えてほしい。どういうことがあるのか。

法律上、法律の中で、資源管理をするという法律ができて、私も漁師ですけれども、漁師の話を全部聞いてなんか絶対不可能。でも、聞かなきゃいけない。私もこういう所で話をする。いろいろな所で、日本定置でも話をさせてもらいます。でも、今不安を感じているのは、マグロ以外全ての魚——もう一回言わせてもらいます。全ての魚が減っているように感じています。だから、この会議があるわけで。

日本定置のを言わせていただければ、今、マグロはすごく増えていて、今日も私はマグロを放流してここに来ています。今度は来年からステップ1で、これはちょっと話が違いますけれども、ブリが入ることになっています。これ、ブリと並列してやるということは、僕らにとっちゃ相当ハードルが高いことです。想像してみてください。マイナスの所得にもなるし、水揚げにもなる。それでも、僕ら日本定置の、全国の日本定置漁業者はブリにいくということを主導してさせていただきました。それは次につながらない可能性ができていると思うから。現状維持でやっているなら、水産庁もやらなきゃ、現状維持でやらせておけばいいや、フリーにやらせていればいいんです。でも、必ず次世代につながらないような状況を僕は肌で感じているから、日本定置としては北海道から九州までみんな危機感を感じて、ブリのTACの移行に主導的にやらせていただきましたけれども、管理をしなくて魚が増えて次世代につなげるなら、ほかの方法を教えてください。管理以外にほかにあるなら。それだったら、そっちへ行きたいから。

それと、あとステップ1から2の位置に、作為的に漁獲実績積み上げたときを実績にすることは私たちは絶対認めません。認めたくない。自民党水産部会でも、長官がそういう

お答えになっていました。

今回はいろいろな、ステップ1から3のときに、作為的に漁獲量を積み上がる漁業があるはずです。そのときにそれを実績として、ぶら下げられて配分とかにされたら非常に迷惑なので、ここは非常に注意していただきたいところです。

以上です。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。一方で、このような御意見もあるということです。

渡部委員。

○渡部委員 内水面漁連の渡部でございます。

水産政策審議会でございますので、水産政策について、その中でTAC、漁獲制限を設けていって、長期的に安定的な漁業というものを確立していこうという目的には何ら反対することもございませんけれども、ちょっと確認をしておきたいと思うのは、国全体から見ますと、水産資源は日本だけが獲っているわけではございませんで、諸外国、水産大国と言われているところも結構あります。TACの指定魚種になった中でも大方のものが、我々の一国民の感覚として外国のものを食べているのが結構多いというように思うんです。同じように、経産省の関係では輸入枠の割当てというものがあります。そこにも、なおかつ商社枠とかいうのがあったりして、商社枠の中には恐らくここで言う、漁業関係者と言われる方々も入っている商社であろうと思われるわけなんですけれども、ある一定の量が輸入をされてくるということ。

また、同時に、前にもここか、企画部会かどっちかちょっと忘れましたけれども、ある一定の魚種については、かなり輸出をしていると。我々食べているのが国産じゃないのに、輸出をしているのが結構あるというような、そういう話もあったわけなんです。

これから、このTACがステップアップしていく、その中で事務的なことがずっと確立されていって、それでステップアップしていくというのはよく分かりますけれども、その中で諸外国との関係、輸入とか輸出とか、こういうものに対してTACというものが影響を受けることがあるのかないのか。全くそういうことは考えないで、水産資源としてこれを確立していくのかということ、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせいただいて、確認したいというふうに思います。

○山川分科会長 輸出入との関係という話ですけれども。

○資源管理部長 例えば日本で獲った魚が輸出される、あるいは外国船が獲ったのが輸入

される。これとの関係で資源管理そのものを考える、あるいはそういうものを加味してTAC設定をすとか、そういったことは考えていないということです。

一方で、管理自体については、日本周辺水域でいいますと、要は同じ資源を日本の船、あるいは外国の船が獲るということがありますので、そこについてはまず資源評価の中に外国船の漁獲を——まあ、データがあるなしで、入れられる、入れられないはあるんですけども、そこをちゃんと評価に反映させていくべきという方向はあり得ると思いますので、そこについては可能な範囲で対応していくということだと思いますし、管理自体も日本がしっかりTAC設定をして抑制している中で、その横でほかの周辺諸国がどんどん青天井で獲っていくみたいなことというのは適切ではないということです。そこは日本の管理と周辺諸国の管理、あるいは国際漁場で言えば、ほかの国との漁獲の管理というのは基本的には地域漁業管理機関でルールを決めてということだと思いますけれども、周辺水域の資源という意味では、当然、外国の漁船の漁獲をどう管理するかということも併せて対応しながら日本国内の管理も考えていく、あるいは日本の国内の管理をしっかりやることによって、周辺諸国の資源管理をしっかりさせる方に持っていくというような意味では、非常に外国との関係というのは資源管理にとって重要だというふうに考えております。

そういう中で、これまでも可能な対応をしてきておりますし、なかなか相手のいる話で、成果が出ていないんじゃないかと言われれば、批判はごもつものところはあるんですけども、これまでもやってきておまして、今後、新しい漁業法に基づいてTAC管理を強化していく、導入を拡大していく、あるいは管理をしっかりしていくという意味においては、外国の漁獲をどう管理させていくかというのは非常に重要な、今まで以上に重要な問題になっているということは我々として認識をし、対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○渡部委員 いいです。結構です。

○山川分科会長 では、東村委員お待たせいたしました。

○東村委員 ありがとうございます。東村です。もう皆さん、いろいろな有益な意見を述べられている上で、私が更に発言するのはちょっと恥ずかしいところもあるんですが、最初の方から手を挙げさせていただいていたので、座長が采配していただきまして。

皆様のような非常に具体的であったり、個別の漁業者の話ではないのですが、幾

つか。

たまたまなんですが、私は新しく漁業法が変わったときに、新漁業法のときにこの水産政策審議会の委員をしていて、さあ、これから新しい資源管理が始まるよというときに任期が切れましたので、その後、実際にどうなっているのかということに非常に興味があります。もともと新しい漁業法では、かなり政府が資源管理を推し進めるという、言い方は変ですけども、まあ、ステークホルダー会合を開きますよとは確かに書いてありましたけれども、ここまでいろいろな魚種で、いろいろな場所で、いろいろな漁法の方を対象に行われるようなものではなくて、当時の、同じく委員をしていた人のイメージとしては、もう上から押し付けられるに違いない、ああもう駄目だみたいな感じだったので、そこら辺の空気が。具体的に私が知りたいところでした。もっと端的に言うならば、どれぐらいの方、それはパーセンテージでもいいし、人数でもいいんですけども、ステークホルダー会議に実際に出てこられて、それはウェブでもいいですし、意見を述べられて、それも賛成でも反対でもいいから、ただ座っているだけじゃなくて、手を挙げるだけでもいいと思うんですけども、意思表示をされているのか。今の委員の方々の話だと、それは活発になさっているので、くみ上げてほしいというお話だったと思いますので、そこは皆さんを疑っているわけでは毛頭ございませんけれども、そこは漁業者の方も将来振ってかかってくるものなので、是非お教えいただきたい。

まあ、ウェブなんて、今、自分の家からつなげることもできますし、漁業者には積極的に参加していただきたいという思いもあります。

具体的に、どれぐらい活発なものなんでしょうか。自分は自分の研究対象として勉強しているズワイガニの回には出ましたけれども、ほかの漁業であったり、漁業者だったりについて少しコメントを頂けるとありがたいです。議事録を読みなさいということならそれでも良いし。

もう一つだけ。今、全国のあちこちで漁業者の方が既に自主的管理をいろいろやっていらっしゃると思うんですけども、その自主的管理がTACに合うようなものならいいんですが、全然違う方法でやられている場合には、その関係はどういうふうになると考えていらっしゃるのでしょうか。例えばですけども、網目規制をここはしています、これからTAC入れます、どうしますかという、誰が責任持ちますかというところです。恐らくTACは国がある程度責任を持ってもらえる、持つことになるんでしょうけれども、自主規制について、私が心配しているのは、もう自主規制いいや、全部国に任せてしまえ、任

せたからには自分たちはまともにやらないよという、それが非常に怖いことです。

ということで、結局、長々しゃべりましたけれども、ステークホルダーの状況及び自主的規制、自主的管理との関係、まだまだこれから進んでいくと思うので、もうばらばらでいくというのもあるかもしれませんが、少しアイデアを頂ければと思います。

すみません、長くなりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 二つ御質問ありましたけれども、いかがでしょうか。

○資源管理部長 まずステークホルダー会合の状況ですけれども、私も全てに出席しているわけではないんですが、状況というか、議論の活発さについては資源ごとによりかなり差はあるんだろうというふうに認識をしております。

人数で言うと、多いものは現地100人、ウェブ100回線、そういうのもあると。東村委員が出られたズワイガニの時は人数も少なかったと私は記憶しておりますけれども、そういう状況だと思います。

そういう中で残念なのは、ステークホルダーというのは漁業関係者だけではなくて、加工・流通ですとか、そういった方々にも出ていただきたいということで水産庁からは呼び掛けというか、案内はしておりますけれども、基本的にはそういった方々の参加というのは多くはない状況です。そういう中で御意見頂くのは、多くの場合は漁業関係団体の方なり、あるいは都道府県の行政の方が多いのかなという印象を私は持っておりますけれども、一方でこれも資源によって、ということですが、カタクチイワシの太平洋系群なんかは、全て東京で開催していましたが、愛知、三重の漁業者の皆さんが、毎回、東京まで出てきていただいて、御自身の御意見を率直に語っていただくというケースもございました。

ですので、ちょっとまとめると、資源によって違いますということですが、そういう状況でございます。

そういう中で、東村委員からは、水産庁から、上から押し付けじゃないですけども、そういった話もありましたけれども、私の経験としては、そういう会議で出て、漁業者、漁業関係者の皆さんから御意見を受けて、そのとおりだなと思うこともあり、あるいはそういうのを受けて、水産庁の中で、ではあそこで言われたことについてどう対応しようかといって、いろいろな、例えば繰入れとか、今までやってこなかったようなものも、今、検討を進めているわけですが、そういう対応をしているという意味では、こういう資源の管理、そもそもどうあるべきかということについて、TACを入れる、入れないだ

けではなくて、そういった議論を関係者とできる機会が増えているということについては、新しい漁業法になったことによって、そういう機会が増えているということは、私としては非常によい影響というか、よい形につながっているんじゃないかというふうに考えております。

あと自主的な管理ですけれども、こちら新しい漁業法になって、TAC管理が基本となっていますけれども、TACやればそれでいいんですということには、法律上もなっていないくて、漁業者の皆さんがやってきたような自主的な取組については引き続き、この漁業法に規定されている資源管理協定を漁業者の皆さんで締結していただいて、TAC管理を補完するような取組ですとか、あるいはTAC管理になっていないようなもので、例えばローカルに重要な資源についての管理というものについては漁業者の皆さん、引き続き自主的な取組として継続していただくという前提になっているということでございます。

以上でございます。

○東村委員　ありがとうございます。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員　先ほど漁業者が資源管理やっていないような言い方があったんですけれども、我々漁業者はTACになるずっと前から資源管理、自主的な管理をやっています。公的管理に上乗せした形で、自主的管理のインプット・コントロール、テクニカル・コントロール、アウトプット・コントロールを組み合わせで様々な取組をやっています。そうした中で、海洋環境がこんなに激変して漁獲量が大幅に減っている。これを乱獲だけで片付けているのは問題ではないかと思います。特に沿岸域では、高度経済成長期のときに藻場・干潟が4割以上消滅し、沿岸漁業の漁獲量も減少しています。また、回遊魚の浮魚についても漁業者が今、毎日実際に海に出て感じていることと資源評価やTAC数量との間に乖離があることもあります。そういったことをちゃんと国民にも理解してもらうため説明をしていただきたいと思います。

これまでずっとTAC管理をやってきたもので増えた資源はマグロぐらいじゃないですか。漁業者はずっと我慢してTAC管理もやってきましたし、自主的な資源管理も行ってきました。そのことを私がこの水政審の場で言わないと、漁業者が資源管理をやっていないことになる。それから今、東村先生が言ったことと同じように自主的な管理でずっとやってきました。TAC管理だけでは資源管理はできない。TAC管理と自主的管理を併せ

ていくから意味があると我々は考えています。特に沿岸ではT A Cにそぐわない魚種もあれば、漁法もあります。そういった漁業もあることを声を大にして言わないと国民の皆様には伝わらないので、ここで言わせていただきます。

以上です。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 東村委員が指摘してくれたステークホルダーとかブロック会議なんかで、8月1日かな、サバのステークホルダーでしたね。驚きました。多分、席は200ぐらいあったと思うんですけども、10人ちょっとしかいなかったかな。オンラインでやっている方は分かりませんが。それは僕ら漁師に責任があるわけで、やっぱりああいうものに出て、国の考え方とか、いろいろなほかの地区の漁業者の意見を聞いて結論を出せばいいのに、ほとんどそういう所に出席してこない。ましてや、部長がおっしゃるとおり、団体の方とか、本当の現場にいる漁業者が、残念ですけどほとんど出ていないのが、あれだと思うんです。

以前にもお話ししたけど、その説明の仕方、水研の方が一生懸命説明してくれる。僕ら漁師には、あれは無理です。初めの頃は、サバのステークホルダーって初めあったと思うんです。3日間あった。前にも言ったかもしれませんが、1日目は日本中のサバの漁業者来ていました。ところが、もう夕方にはほとんどみんななくて、帰ってしまいました。あまりにも難し過ぎて。

今回、M S Yを省いて持続可能な生産量、名目変えましたけれども、こういう日本語に直していただかないと、 β だ、A B Cなんて僕らには分からない。だから、そういうもっと運営の仕方も、漁業者にもうちょっと分かりやすいこと、科学的な文面じゃなくて、そういう手法を取り入れてくれれば漁業者も——まあ、僕らみたいな漁師が出ないことに責任はありますけれども、出やすいようにしていただけたら幸いです。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見頂きましたので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。Chefs for the Blueの佐々木です。

今、日吉委員がおっしゃった、なかなか伝わらないということなんですけれども。神戸の震災の後に、地震に対する対策を一般的な人たちが取る上でどういうアプローチや知識

の共有が必要かというところで、サイエンス・コミュニケーターという方が出てこられて、伝える活動をされていました。私、この魚のことを学ばせていただいて、まだまだ時間が短いこともありますけれども、難しいことが多いと思います。私よりももっともっと漁業者さんたちは現場のお仕事忙しいので、おっしゃること、すごく良く分かります。どうやって簡単に伝えられるのかは、きっと方法論があると思うので、いろいろなほかの分野の伝え方を研究なさると、もっと向上するんじゃないかなと思いました。

一方で、私どもの方には本当に多くのメディアさんがアプローチしてくださるので、毎日のようにコミュニケーションございます。その中で本当にここ数年、体感としてあるのが、水産に関する関心が上がってきているということです。プラスして魚が減っていること、温暖化も加えてなんですけれども、「資源管理」というワードに対して全く「それなあと」という反応ではなく、よく理解した上でアプローチしてくださる方がとても増えました。それはいいことだなと思うんですけれども、その中で質問として多いのは、TAC魚種が何で増えないのかということです。私はそれに対しては今の現状、ロードマップからかなり遅れているけれども、今、スピードアップを図られているという御説明をするんですけれども、そういう関心度もかなり上がってきていることを感じています。

私どもの団体窓口だけでなく、所属する料理人に対しても、いろいろな料理人からの問合せがあります。まあ、日本全国、物すごい数の料理人いますけれども、彼らも関心が上がってきているのが分かります。ですので、いろいろ今、コミュニケーションの難しさ等々あると思いますけれども、是非、漁業者さんたちにも理解をもっと深めていただいて、理解を得た上で前に前に進んでいっていただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員 すみません、繰り返し同じ意見になるんですけれども、ここの会議にこのように出てきたというだけで、もうあたかも漁業者のみんなが賛成してこういった形に進んでいるんだなというふうな感じしますけれども、三浦さんの話を聞いたら、違うんだな、反対している人もいるんだなというふうに感じました。

これを進めていくに当たって、漁業者の理解を得ながら進めていってほしいな。最低でも理解を得ながら進めていってほしいなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

あと、日吉さんと全く同じで、沿岸の魚は減り続けているなと感じている一人です。よろしくをお願いします。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。本当に皆さんの言われる意見、こちらもごもつともで、皆さんの言われる意見はもう本当にごもつともです。

そういう中でいろいろ皆さん、まだまだ理解ができていないなということを一番感じました。ステップ1からステップ2の移行、そんなに慌てることはないと思います。理解ができていないということは、私が聞いていても思いました。理解のない中でむやみに進めることはないと思います。

やはり皆さんが言われるとおり、水産庁のこういうやり方は、従来から少し上から抑えられているような感じを漁業者は持っておられると思います。先ほど言われたとおり、出席者が、来た人が皆さんその意見だというのも、これもおかしい話だと。

というのは何かといたら、この職業、海に出るのが職業です。東京に来るようなことでは職業ではないです、はっきり言って。我々はただこうやって任命されたから来るんであって、我々の持った意見が全代表の、自分の業種の全意見ではありません。

そういう中で、今年、京都の方でズワイガニとか、ああいう所でミニ・シンポジウムをやったと。ああいう所では、結構現場の人間が来て、よい勉強にもなったということですので、もう少し地方に出てくるべきだと思います。形式張った今までの、ただステーキホルダーどうかこうじゃなしに、もう一つ下の段階での皆さんの意見を聞かれるような場所を作って、地方にしっかり出向いてやって、そこから始めていかんことには、なかなか代表者だけ集まってください。いろいろな事情がある中に集まらない。で、ウェブ。もう本当にそこでの意見もいいんですけども、私も1回だけやったけど、全く皆さんの顔が見えない中での意見を出す。これは何やと。もうそれで1回でやめて、事情があっても何があってもできるだけ東京に来るようにしているようなもので、そういう皆さん、現場の人が集まれるような機会をもっと持って、その理解を深めていくべきだと思います。

今の皆さんの意見を聞くと、形式張ったことばかりやっていても、旧態依然のことをやっているような感じがして、これではなかなか理解は進まないと思いますので、そういう取組もこれからやっていただきたいと思います。

それと、責任問題ということになるんですけれども、資源管理というのは、これは漁業者の責任だと私は思っております。漁業者の責任の上で資源管理をやるという、それが先ほどの今まで我々も自主管理、別に国に押し付けられたものじゃないけど、自分たちでやってきた自主管理の下でやってきた。それが長い年月かけて何とか持続はできるような今、現状なっていると。そういうような漁業も、ほかの漁業者の方もおられると思いますので、そういう取組で、基本的には漁業者がその責任を持ってやる。そのサポートを水産庁はしっかりとやるためには柔軟な考え方で、慌てずに柔軟な考え方で対応するということの姿勢をもう少し見せてやって、とにかく地方に出向いてください。

予算が本年度どうなるか分かりませんが、昨年度なんか、そういう予算が削減されているというところの事情もあると思いますけれども、私は地方に出てくる場が少ないんじゃないかなという思いがあります。実際、九州方面でもイワシの漁業者の方々からもそういう意見をもらっております。いくら我々が地方でいろいろと文句や何や言っているけど、全く伝わらないじゃないかと、そういう意見がありますので、そういうことを真摯に水産庁の方も考えて、これからの取組の中でももう少し柔らかな対応を求めたいと思います。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。要は現場に出向く、要は浜回りの重要性というのは水産庁としてももちろん認識しているところでございまして、これまでも可能な範囲でやってきてはおります。今回、新たにステップ1に入るという案を提示させていただいているカタクチの2資源、あとマダイの1資源についても、ステークホルダー会合はそれぞれ2回、3回、あるいは4回ぐらいですけれども、この裏には担当の人間が関係する地域に、ステークホルダー会合の前、あるいは後も含めて回っているというところがございます。それで十分ですと言うつもりはないんですけれども、そういう努力はしているということはお理解いただければと思います。

そういったことで、現場で聞いてきた意見をどう実際の管理に反映させていくかというのは正に私たち行政の背負っている任務だと思いますので、そこはしっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

及川委員。

○及川委員 すみません、時間もあれなので。

ステップ1に入ることは我々もいろいろなステークホルダー会議とか出させていただき
ましたので、そこはよしと考えている方なんです、ただ会議でもいろいろ意見も今まで
も言わせていただいたのは、先ほど魚谷部長がステップ1で、まずは全体の数字把握しな
いと始まらないと言われた、そういう漁業がいっぱいあると思います。まずは全体の数
字を把握するためには1年間やってみないと把握できない。そうだとすると、2年目にス
テップ2に入るといったら、もう半年した時点で2に入ろうとしなきゃ決まらないと思
いますので、ですから、自動的にというか、まず1年間は通しでステップ1でやってみた、
出てきた数字で2に行くのかとか、もうちょっと修正、漁獲報告のやり方とか修正するの
かというような、きっと考え方が、沿岸漁業の方々も我々沖合漁業の人間も共通して、少
し先が見えてくるんじゃないかと思いますので。これは私の意見です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見頂いたということでよろしいでし
ょうか。魚谷部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。ステップアップの考え方については資料2-1
の束の一番最後のページ、参考資料として29ページにございますけれども、基本的にステ
ップ1と2の違いについては、要は行政の立場でいろいろな管理に向けた練習というか、
そういうものをするというのがステップ2でございまして、漁業者の皆さんの操業なり何
なりに直接影響を与えるような違いは、1と2の間ではないです。2に行くに際して、ど
こまで漁獲情報が正確に把握されているのか。例えば情報が全然取れていないのに、2の
練習を始めてもしようがないじゃないかみたいな、そういう観点というのはもちろんある
かと思いますが、当然、これステップ1なのか2なのかということについては、こ
の別紙の方に書かれておりますので、2に上がる際にもこの水政審の諮問は必要です。そ
ういう前提でこの後、あれですけれども、対馬のカタクチイワシ、ウルメイワシについて
は1年で上がると、ステップ2に上がるという予定ではありましたが、課題整理さ
れていないということで、1のままもう一年ということになっております。

ただ、ちょっと強調しておきたいのは、2から3にいくときというのは、漁業者に対す
る影響という意味では、意味の違いは大きいということで、その点は改めて御理解いた
だければと思います。

以上です。

○山川分科会長 及川委員。

○及川委員 今までも同様の御意見は、お返事は頂いているんですけども、2から3、

もちろん大きな違いだ。それは認識しているんですけども、1 から 2 も、2 になった時点で、やはり大臣許可漁業とかトン数も出てきますから。そのトン数は、T A C は一応関係ないんだよと、それで制限はしないよということですけども、我々漁業関係者にとって数字が出てくると、やはりこの数字がベースに今後になっちゃうんじゃないかという。それがよい数字ならあれですけども、苦しいものが出てくると、非常に操業とかに心理的な影響も含めて出てくるので、今、行政の皆さんが考える 1 と 2 の差はないんだぞと言われるんですけども、いや、実はあると思いますという意見です。

○山川分科会長 御意見頂いたということで、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

では、特にほかになければ、様々な御意見頂きました。非常に強い御発言等、いろいろとありましたけれども、今後進めていくに当たりましては、現場における漁業関係者の御理解、御協力を得た上で進めるということの水産庁の方々にも十分御留意いただいた上で進めていただくということで、今回の審議内容の文面については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に御異議がないようですので、そのように決定いたします。

時間も結構長くなっていますが、一応 3 時半ぐらいまでこのまま進めて、それで 1 度それぐらいの段階で休憩を入れるということにしたいと思います。

では次に、諮問第 458 号に入りたいと思います。「特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の方針等について」ということですけども、非常に魚種が多くございます。魚種ごとに区切って、最初に事務局から資料の説明を行っていただいて、その後、質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。

それでは、資料 3 の説明に入ります。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

令和6年11月1日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の案等について（諮問第458号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料の方に移らせていただきます。

まずは、さんまです。資料3-2の資源管理評価についての説明はないということです。資料3-12に移っていただきたいと思います。ページで申しますと、71ページを開けてください。

まず、さんまにつきましては、国際的な資源管理措置は北太平洋漁業委員会（N P F C）

で議論が行われています。本年５月に開催された第131回資源管理分科会において、４月に開催された第８回年次会合で採択された保存管理措置に基づき、漁獲可能量等の変更に
ついて御議論いただいたところです。

その後、N P F Cにおいて新たな決定等はありませんので、本日はその際と同じ資料を
付けています。

改めて簡単に説明をさせていただきますが、まず設定の考え方です。N P F Cの保存管
理措置を踏まえるということです。

N P F Cの保存管理措置と、それを踏まえたT A C設定の考え方というのが下の表です。
左がN P F C、右がT A C算定の考え方です。

N P F Cの保存管理措置は二つ分かれています。一つが日ロ両国の200海里水域内につ
いてです。左欄のN P F Cの保存管理措置ですけれども、ここでは日ロ両国は、この200
海里水域内の漁獲量を９万トン以内に抑えるという内容になっています。

これを受けて、T A C設定の考え方、右側の欄ですけれども、日本分を出すに当たりま
して、過去３年間の我が国漁船の漁獲シェア、これは99.804%ですけれども、これを用い
て日本分を算出しました。数字といたしましては、８万9,824トンです。

続けて、また左欄のN P F Cの保存管理措置にいきますけれども、公海についてはメン
バーは公海の漁獲量を2018年の実績の45%に減らしますという規則になっています。

これを受けて、右の欄のT A C設定の考え方ですけれども、2018年の漁獲量は４万
6,859トンですので、この45%に当たります２万1,087トンとなります。この８万9,824ト
ン、そして２万1,087トンの合計値、11万911トンを我が国の令和７管理年度のT A Cとし
たところです。

１枚めくっていただきまして、次は配分です。

配分につきましては、まず２の（１）にありますとおり、T A Cの10%を国の留保とし
たところです。

そして、過去３年の漁獲実績の比率に基づいて配分を行う、ただし、配分を受ける者の
間で別途の合意がある場合には、この合意に基づいて配分をするということになっていま
す。

その結果といたしまして、73ページにありますように、大臣管理分と知事管理分という
ことで配分をされたところです。

今後のスケジュールといたしましては、令和７年３月に開催予定の第９回N P F C年次

会合において、前回の会合で合意された暫定漁獲管理規則に基づき次漁期のTACが計算され、議論が行われる予定となっています。このため、現時点では令和7管理年度の漁獲可能量などは令和6年度の考え方に基づいて設定することとし、次回、NPFC年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じてTACの数量を変更することとしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願ひいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特に御意見等ないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、まあじについて事務局から資料の説明をよろしく願ひいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

ここからですけれども、水産研究・教育機構にまずそれぞれの資源の資源評価の結果を説明していただいた後で、水産庁からそれを踏まえたTACの数字、また配分の案について説明する形で進めさせていただきたいと思います。

最初は、マアジで両系群です。この資源評価結果につきまして、水産研究・教育機構から説明をよろしく願ひいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 では、まあじ太平洋系群の資源評価につきまして説明いたします。

この太平洋系群のマアジは、太平洋沿岸で生まれた集団と、それに加えて東シナ海で生まれた集団から構成されていると考えられております。

漁獲量ですけれども、この系群では1990年代前半、非常に高いところにあったのが、その後減少傾向を続けておりまして、近年ではやや横ばいというところで推移しております。

図の3、右側に示したのが資源量ですけれども、こちらも漁獲の推移と同じような傾向をたどっております。

次をお願いします。

この系群の再生産関係につきましては、ベバートン・ホルト型とリッカー型という二つの再生産式をそれぞれの尤もらしさで重み付けて平均するという、モデル平均という再生産関係、ちょっと特殊なものを用いております。

このうちリッカー型の方が尤もらしいということで、リッカー型に近い再生産関係とはなっております。

この再生産式を基に管理基準値を求めておりまして、目標管理基準値としましてはMSYの漁獲が期待できるところの親魚量として6万トン、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲が期待できる水準の親魚量として1.5万トン、禁漁水準としましては同じく10%の漁獲が期待できる水準として、0.17万トンが設定されております。

次をお願いします。

この資源につきまして、親魚量と漁獲圧を先ほどのMSY水準などと比較したものが図の6、神戸プロット、神戸チャートと呼ばれるものとなっております。この系群、残念ながら、漁獲圧はMSY水準より高く、資源量としてはMSY水準よりも低いという赤の範囲に、過去のかんりの資源の状況が含まれているという状態となっております。また、直近、最近年である2023年につきましても、この中で青い丸で示しておりますところにありまして、漁獲圧としてはMSY水準よりも高く、資源量としてはMSY水準より低く、かなり限界管理基準値に近い方のものであるという状況となっております。

この資源に対する漁獲管理規則としましては、限界管理基準値よりも資源量、親魚量が多いときには一定の漁獲圧、これは F_{msy} に0.8を掛けたものとして漁獲を行い、親魚量が限界管理基準値を下回るときには、その親魚量に応じて漁獲圧を更に削減するという規則が定められております。

次をお願いします。

これらの資源の状態と管理規則から推定されます将来予測の結果、図8に親魚量と漁獲量を示しております。こちら、赤の方が漁獲シナリオに基づく将来予測で、この漁獲シナリオに基づいて将来漁獲が行われた場合ですと、親魚量はMSY水準よりも高いところ、漁獲量としては、ほぼMSYの水準が期待できると平均的には想定されるんですけども、現状の漁獲圧がMSYの水準よりはかなり高いところにあるということから、現状の漁獲圧が維持された場合、親魚量、漁獲量ともにMSYには届かないというふうに推定しております。

次をお願いします。

この結果を表にしたものが最後、表 1、表 2 に表したものとなっております。ここで、この漁獲圧に掛ける係数としては 0.8 が定められておりますので、それで将来予測を行った場合、2025 年の漁獲量、これが 2025 年の A B C となりますけれども、この値としては 1.5 万トンとなるというふうに推計されております。

以上です。

○水産機構浮魚資源副部長 続きまして、水産研究・教育機構の黒田の方から、まあじ対馬暖流系群の評価結果についてお話しします。

こちらは、東シナ海、日本海の系群を対象としたものです。

本系群の資源評価では、図の 2 のように日本と韓国の漁獲を考えた資源評価を行っております。

過去は 20 万トンほどの漁獲があったんですが、現在は大体 10 万トンほどというのが特徴でございます。

図の 3 のように、獲っている年齢としては 1 歳魚が多いというわけです。

次をお願いします。

こういった年齢別の、何歳獲っているかなという情報と、次のように、こういった調査の情報や漁獲の情報を考慮しまして資源評価を行っているという形になります。

次をお願いします。

得られた結果が図の 5 にあります結果でして、資源量、ここではオレンジで示していますが、魚の量としては、ここ 20 年ほど、まあまあ多いレベルで維持できているということになっております。

三角のグレーのやつが親の量となるんですが、これも 5 年で見ると横ばいぐらいなんですが、悪くないレベルにあると。

一方、青は加入量という子どもの量を示した部分になるんですが、こちらは最近減少傾向で、やや心配しているという状況です。

次をお願いします。

ここは再生産関係で、また親の量と子どもの量の関係を示した絵になりますが、こういった直線を二つ合わせたような関係で我々は想定しているということです。ただし、最近赤い丸で示したように少し下がりぎみであるということも言えます。

目標管理基準値等の値については、そこの下の表に書いてあるような数字を我々は想定

しているということになります。

次をお願いします。

神戸プロットは親の量、要は魚の量と漁獲圧という漁獲の強さを両方、各それぞれの年ごとにプロットした図になりますが、マアジはかつては赤いゾーン、親も少なくて漁獲圧も高いという領域にあったんですが、ここ数年はだんだん右下のように寄っていついて、現在ではグリーン・ゾーン、つまり親の量は目標値を超えていて、漁獲圧に関しても低いというようなゾーンにあるというふうに評価しております。

このマアジについては、今後の漁獲については F_{msy} というちょうどよい量を獲るための漁獲圧というんですか、維持するための漁獲圧になるんですが、その0.95、95%で獲りましょうというふうに定まっていますので、それに従って今後漁業したらどうなるかというのが次のページのやつになります。

左が親の量、右が漁獲量ということで、将来的に目標値に近いところで漁業が維持できるだろうという予測になっております。

これを表にしたのが次のページの7番ということで、ここでは目標、0.95の赤い枠を見ていただければいいと思うんですが、上の表のようにちゃんと10年後に目標を維持できる、上回る確率は57%という形になっていまして、また下の表から漁獲量が示されているんですが、2025年については予測の平均としては14.6万トンということで、これを今年度のABC、生物学的許容漁獲量というものとして定めているというのが概要です。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、事務局の方からTAC設定の考え方、配分の考え方の案について説明を申し上げます。ページ番号75ページをお開けください。

まずTACの案です。設定の考え方は、先刻、原案どおり承認いただきました諮問事項の「変更事項2」のとおり、この資源は太平洋系群と対馬暖流系群に分けて資源評価を行っているところですが、管理の面におきましては、資源評価における両系群の検討状況を踏まえて、それぞれのABCを合計したものでTACを設定するとしています。

では、ABC、生物学的許容漁獲量の出し方ですけれども、端的に申しますと、2025年の資源量の予測値から漁獲によってどのくらい獲っていいのかという係数を掛け合わせて出てくる数字がABCです。

では、この漁獲の係数をどうやって出すのかというルールが(2)の漁獲シナリオというものです。

A B Cが出た後で、まあじの対馬暖流系群、こちらについては外国の漁獲が一部分あります。これを考慮してA B Cを出しています。具体的には0.89、こちらは過去の実績にあって、日本の漁獲の割合が最も高かった数字です。これに乗じます。先ほどありましたとおり、太平洋系群のA B C、対馬暖流系群のA B Cに0.89を乗じたもの、この両方を足したものの中でT A C設定するということでございます。その結果として出てきたT A Cの数量が1の（3）にある14万5,000トン、こちらが令和7管理年度のT A Cの数量の案です。

1 ページおめくりください。次は配分の考え方です。

こちらについては、まず全てを大臣管理区分、都道府県に配分するのではなくて、一定量、国で留保として形で持っていくこととしています。この資源についてはT A Cの20%とすることを考えています。

配分につきましては、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて行うということです。その結果、出来上がったものが77ページの図になります。この資源については、大臣管理分にあつては大中型まき網漁業、知事管理分にあつては、島根県、山口県、長崎県、宮崎県、鹿児島県がルールに基づいて数量を明示した県、その他の県については現行水準との扱いになっています。

事務局からT A Cの説明及び配分案及び先ほどの資源評価についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまのまあじの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 御説明ありがとうございます。太平洋のマアジの加入量というところで、正に私、感じるのは、現場では正に加入量って0歳魚ですか、これが昨年から私が漁業、私も三十数年しかないんですけども、初めて昨年が大漁しているんです、相模湾では。静岡県だけでなく神奈川県も大量にジンタアジが獲れているんですけども。

静岡県の沼津ではアジの養殖で、多分、日本では一番盛んだと思うんですけども、九州からの種苗が少なくなって、昨年から定置の種苗をちょっと使っていたりもしているんですけども、正に今日発表していただいた加入量と現場が合っているのかなと。現場の意見でした。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございます。加入量に関してですけども、山

下副部長の方から何か補足とかございますか。

○水産機構浮魚資源副部長 現場からの貴重な御意見、ありがとうございました。特に2023年と今年と、加入量、まだ24年のデータは入っていないんですけども、静岡以東の北の方で0歳魚が多くなっているというふうに聞いておりまして、その結果、資源も漁獲もずっと減少してきたのが少し上向きかけているところかなというふうに判断しているところです。是非、このまま続けばいいなと思っています。御意見ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々も。

では特にないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、まいわし太平洋系群ですけれども、ここでちょっと休憩を入れたと思います。10分ぐらいですか。50分再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、そろそろ時間でございます。委員の皆様は既に御着席いただいておりますので、議事を再開したいと思います。

次の魚種ですけれども、まいわし太平洋系群です。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 では、まいわし太平洋系群の資源評価結果について説明させていただきます。

まいわし太平洋系群は、太平洋沿岸の方に広く分布する群を指しております。

漁獲量の推移については図の2に示したとおりで、80年代から90年代にかけて高い水準にあったものが、その後、非常に低くなっており、近年、また増加しているという状況になっております。ただし、2020年頃以降の漁獲については、我が国の漁獲はほぼ55万トンほどで横ばいなんですけれども、中国やロシアといった外国による漁獲が伸びているという状況となっております。

次をお願いします。

この漁獲の情報のほか、この系群では資源評価に親魚、0歳魚、1歳魚といったそれぞれの年齢のものの魚の資源量指標値というもの、調査船調査で得られたデータを資源評価

に用いております。こちらは、漁獲と同じように増加していたんですけども、ここ数年、減少に転じているという状況が見られております。

次をお願いします。

これらの情報を基に推定した資源の推移というのが図の5に示したものでして、灰色の親魚量としてはまだ増加にあるものの、資源量と加入尾数については、近年、減少に転じているというふうに判断しております。

次をお願いします。

これらの情報から再生産関係を推定しております。マイワシは資源の状態が非常に多い時と、そうでもない時で、大きなフェーズに分かれますので、高加入期と通常加入期に分けた再生産関係を推定しております。このうち1988年以降は、現在も含めて通常加入期にあると考えておまして、この通常加入期の再生産関係を基に推定した管理基準値が隣の図の8、あるいは下の表にお示ししているとおりとなっております。

次をお願いします。

この管理基準値と資源の状態を通常加入期についてお示したのが図の9の神戸プロットとなっております。漁獲圧としてはMSY水準よりも高いところにあるんですけども、親魚量としても、まだMSY水準を大きく上回っているという状況となっております。

このため、漁獲管理規則、図の10に示したものですけれども、こちらについては昨年の水産政策審議会では2024年と25年についてはMSY水準の1.3倍の漁獲圧で漁獲するということが定められております。その代わり26年以降については、漁獲圧掛ける係数である β を0.85として、漁獲管理規則に従う漁獲圧というもので漁獲をするとなっております。

次をお願いします。

このルールに従って将来予測を行った結果というのが図の11のとおりでして、親魚量、漁獲量ともに、現状MSY水準を上回るところにありますけれども、その後、現状の漁獲圧、あるいは漁獲シナリオに基づく漁獲圧、それぞれにおいてMSY水準に漸近していくというふうに考えられております。

次をお願いします。

この結果を数値で示したものが表1、表2と表3となります。

ここで、2025年については β を1.3とするというふうに定められておりますので、この状態で漁獲した場合の漁獲量、2025年の漁獲量66.3万トンと2025年のABCとして算出いたしております。

以上になります。

○資源管理推進室長　続きまして、事務局の方からTAC設定及び配分の考え方の案につきまして説明をします。79ページを開いてください。

TACの案の説明です。

こちらについては2025年の資源量の予測値、そして漁獲シナリオによって出てきたABCに即してTACを設定するという考え方です。

この漁獲シナリオの補足ですが、(2)の②にありますとおり、令和6年、令和7年につきましては、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえて、 β 、調整係数は1.0を下回ることが基本ですけれども、1.3を用いているところです。

これにより出てきたTACの数量は(3)にありますとおり、66万3,000トン、先ほど水研機構が説明したABCと等量としているところです。

1ページお開けください。80ページです。参考2で示したTACの推移というところについて補足説明させていただきたいと思います。

令和7のTAC数量の案は令和6年のTAC数量よりも32%減になっています。その理由につきまして補足をいたしたく、資料を準備いたしました。41ページにお戻りください。

こちらは水産庁の方で資源評価結果を基に作成したものです。繰り返しになりますけれども、令和7年度のTACの基となるABCは、2025年の資源量の予測値と、漁獲シナリオを用いて算定されます。

では、この資源量の予測値というのはどうやって作るのかということですが、三つの工程に分かれています。まず、データとして集めることができるのは2023年が最新年ですので、この最新年の数字、主要港で集計した体長組成データなどを基に年齢別の漁獲の尾数を出します。そこに自然死亡係数、これは自然を死亡要因とした資源量の減少率の仮定値です。これはマイワシは0.4を使っていますけれども、これと資源調査で得た資源量指標値を用いて、漁獲の尾数から年齢別の資源の量だったり漁獲の強さを推定します。この工程のことをコホート解析とかVPAといいます。

先ほど2023年に年齢別の資源量の推定値が出ましたので、今度はこれの2024年の予測値を出すのがステップ2です。加入量の仮定値を使ったり、年齢別の漁獲の強さの仮定値を使ったり、そういうもので出していくということです。

最後に、さらに2024年の予測値を基に同じような作業をやりまして、2025年の予測値を出すということです。

各年のABCのもととなった資源量の予測値ですけれども、2025年にまず減っています。2023年が389.4万トン、2024年が389.4万トンに対して2025年が267.8万トンになっています。この理由ですけれども、2022年以降、特に2023年の加入量の推定値、この加入量というのは漁獲開始年齢に達した資源量ですので、イワシについては0歳魚の資源量になります。これが直近10年の中で比較的少ないということと、もう一つの要因として、2022年から2023年の漁獲の強さが高かったことが考えられます。

なお、2024年は資源量の予測値で見ると変わってはいませんが、ABCは増えています。その理由としては漁獲シナリオの β の値を変更し、増やしたことによるものです。

下のスライドは全くの参考ですけれども、毎年、予測値が推定値になることで数字がどの位変わっていくのか、推定値でも、計算の仕方だとか、使用するデータのタイプだとか質とかによって変わってくるんだということをざくっと示したものです。

またTACの説明の方に戻りまして、80ページにお戻りください。

配分の考え方ですけれども、TACのうちの全てを配分するのではなくて、一定量、国の留保とします。この資源については20%を国の留保とし、その中には国際交渉において必要となる数量も含めるということにしています。

配分については、過去3か年の漁獲実績の比率に基づくとしています。

そうやってできたものが81ページの配分の案です。大臣管理分は大中型まき網漁業に配分し、また知事管理分では北海道、岩手、宮城、三重、宮崎県に数量を明示して配分したところです。

事務局からTACの考え方、配分の考え方及び資源評価の概要についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

木村委員。

○木村委員 水研なのか、事務局の水産庁に聞いたらいいか分からないんですけれども、 β を1.3にしたというのは、これはレジーム・シフトの考え方等も反映させた数字ということでしょうか。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 私たちの話とすると、 β を変えた理由としては、目標管理基準値を

大きく上回っているという、この資源の親魚の状態、それを踏まえて判断したものでして、その判断の中にレジーム・シフトが変わったというところはありません。

○木村委員 現在の感じからすると、多分、レジーム・シフトがマイワシが増えていくということが想像できるわけですね。だけれども、必ずしも増えるような形にはなっていないというのは、何か水研側からは説明する理由があるのでしょうか。できる理由があるのでしょうか。

○山川分科会長 山下副部長。

○水産機構浮魚資源副部長 そうですね。レジーム・シフトがどうかというものの判断については、すぐにはできるものではないというのが一つあるんですけども、もう一つの理由としまして、3年ほど前までは確かに加入量は、とてもよいところに推移していたんですけども、ここ2年ほど、4枚目のスライドに再生産関係があるかと思えますけれども、この中でちょうど真ん中辺り、2023と書かれているところの点が赤い方の点に落ちてきているというような状況もありまして、これでは今の時点で高加入期の方のレジームに移ったとは判断できないと水研としては思っているところです。

この一つ前のスライドをお願いします。すみません、もう一つ前です。これを裏付けるように、各種の調査においても、特に下の方の2枚の図で示していますように、0歳、あるいは1歳魚の調査で得られる資源量というものがここ数年非常に低下しておりまして、これらを見ても、今、特に現状で高レジームに入ったとは判断できないかなと考えているところになります。

○木村委員 そうすると、私は β の1.3というのはレジーム・シフトとして認識されて、連動しているんだっただらば、来年度以降もそれは継続できるかなという認識でいたんですが、今年度はいいかもしれないけれども、来年度0.8になったら、極端にTACは減ることになりますよね。そういったようなことの考え方も織り込んだ上での今年のTAC設定なのか、それとも今年は今年、来年はまた来年考えましょうというTAC設定なのか、そこら辺の β の考え方の取扱い、水産庁はどう考えておられるのでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っているということが、 β を1.3としたと理由ですので、目標管理基準値を大きく上回ることが当てはまらないのであれば戻すというのが当初の設定の考え方に即していくのであれば、そういう結論になるということになります。

ただ、ここにつきましては、来年の資源の評価とか、そういうものも踏まえまして、こ

ここで明言するものではなくて、そのときの最新の情報を基に、また水産庁として適切な β を判断してまいりたいと思います。

○木村委員 私自身が恐れるのは、設備投資をされている方々もいらっしゃるかもしれない、レジーム・シフトに、高レジームに上がっていくということに関して。だから、ある程度単年度でもって、今年は今年、来年度は来年度で β 、適当に1.3に上げましたというのではなくて、長期的なビジョンを取って1.3というのをを使って、来年度やったら悪くなったから0.8で仕方ありませんねという論旨は、漁業者さんたちにはなかなか理解されない可能性があるので、その点の取扱いを十分に注意していただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 ちょっと補足で御説明させていただきます。

このまいわし太平洋系群について、1を超える β が適用されている経緯から説明をしますと、4年前に新しい資源管理に移るときのステークホルダー会合で、現状のまいわし太平洋系群が高加入期にあるのか、通常加入期にあるのかという非常に熱い議論がありました。水研さんの立場としては、これはまだ高加入期にいつているとは判断できないという立場でしたし、漁業者の皆さんは、沖の獲れ方からすると、もういつているんじゃないかというような御議論があったと。

そういう中で、現状、目標管理基準値を大きく上回っているという状況で、ステークホルダー会合の取りまとめとしては、最初の3年は $\beta = 1.2$ で漁獲をしましょうと。ただ、10年後の目標管理基準値を維持するという目標達成、50%以上の確率で、というルールに照らすと、3年目以降は0.85に β を落として獲りましょうというような取りまとめになったということでございます。それで3年間、 $\beta = 1.2$ でTAC設定してきたわけですが、3年たったときの資源評価の状況からして、0.85に下げる、要はもともと決めた0.85に下げる必要はないんじゃないか、というような議論がありまして、そこでステークホルダー会合を去年もう一度開催をしまして、そこで1.3に上げましょうという話になりました。

これについては、資源管理方針の、資源ごとの方針の見直しについては、基本5年ごとに行うということになっておりましたので、 $\beta = 1.2$ から1.3に上げて、この1.3というのは、今管理年度と来管理年度の2年間、1.3でやりましょうという結論になったところでございます。

さらに、次の年以降、要は6年目以降というか、令和8管理年度以降ということになりますけれども、これについては定期的見直し、要は5年ごとの見直しのタイミングになりますので、来年、また、そのときの最新の資源評価結果を受けて方針を見直す中で、この β をどう設定するのかということについて改めて議論をします。その際には、そこからまた、令和8管理年度だけではなくて、その後10年後を見据えて5年間どうしていくかということについて、改めてシナリオを設定するという考え方ですので、そこは木村委員御懸念のように、毎年毎年、その場その場で、ということでの見直しで令和8管理年度の設定をすることではないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○木村委員 はい、分かりました。結構です。

○山川分科会長 では青木委員、よろしくお願いいたします。

○青木委員 青木です。先ほど魚谷部長からも、周辺諸国の漁獲は資源管理にとって重要だというお話を頂いたんですけども、令和7年の日本の案ですけども、TACは66.3万トンということで、令和6年の97.1万トンと比べて大きく減少することになるんですけども、そのすぐ外でロシア船なんかは昨年よりも大きく上回って漁獲しているんじゃないとか、あと中国船も自由に漁獲できているんですけども、そういったところで日本の管理といいますか、そこは彼らがちゃんと管理できているのか、いないのか分からないですけども、自由に獲っていることに関して不満を持っております。

このことに加えて、ロシア船が日本のEEZの中でマイワシの漁獲枠の配分を受けて操業していることも遺憾に思っております。もうすぐロシアとの交渉があると思うんですけども、そのときに是非、外交交渉を強力に行っていただいて、日本の漁業者だけが不当に扱われることのないように、是非とも要望させてください。よろしくお願いします。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 先ほど私から別議題でも申し上げたとおり、こういった国を跨ぐような資源について、しっかり国際的な管理の仕組みを整えるというのは重要なことだというふうに理解をしております。

そういう中でこのまいわし太平洋系群については、近年、ロシア、中国の漁獲が伸びていると。特に魚群の分布が、多分、恐らくこれまで獲っていなかったロシアの200海里内でロシア船が獲っているというような、分布が北に寄っている部分もあるんだろうと思い

ます。

そういう中で、少なくともまいわし太平洋系群というのは、そういう状況というのは、ここ二、三年というか、数年のタームということですので、この計算されたABCからそういうものを差っ引いて、日本の国内に配分するというようなやり方でのTAC設定にはしていないということは、まず御理解いただければと思います。こういう状況が今後も続くのか、あるいは元に戻るのかということもあると思いますし、そこは状況を見ながら判断することかと思っています。

一方で、ロシア漁船に対して、日本国内でマイワシの枠を設定して、獲らせているという状況、それはおっしゃるとおりでございます、こちらについては従来から、国が取る留保の中で手当てをしているということでございます。

そういったところで、マイワシに関係する漁業者の皆さんのお気持ちというか、それは重々理解はしておるところでございますが、一方で水産庁の立場では、ロシア水域での操業をする権益というか、持っている日本の国内の漁業者、別の漁業者ということになりますけれども、いらっしゃいますので、そういった方々の権益というのも確保していかざるを得ない状況です。そこは両者のバランスを見て交渉に当たっていくということかと思っています。

ちょっと詳細については、相手がいる交渉ごとですので、この場でどうこうとお話することはできませんけれども、そういう状況であるということは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブの御参加の委員の方々も大丈夫ですか。

では、ほかにないようでしたら、まいわし太平洋系群につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、まいわし対馬暖流系群について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 水研機構の黒田より資源評価結果について簡単に御説明します。

対馬暖流系群のマイワシなんですが、漁獲量としては、80年代150万トンを超えるような漁獲があったという形なんですが、その後、減少しました。その後、2010年以降ですか、徐々に増えてきて、2023年は特に九州を中心に、かなり多くの漁獲がありました。

次お願いします。2枚目です。

評価結果が図の5の方に載っておりますが、特に下の図です。2000年以降の拡大図になりますが、このような感じで、ここ5年ほどですか、資源量の伸びが非常に著しいというような評価結果になっております。特に2023年、青で示した加入が多かったという評価結果です。

2枚飛ばしていただいて4枚目です。神戸プロットになります。ちょっとぐちゃぐちゃしていますので右の方に少しだけ大きくしていますが、このように漁獲圧は、漁獲の強さは目標よりも低くて、かつ親魚量としても徐々に増えてきて、今、限界管理基準値という、ちょっと注意しないといけないレベルを23年は超えてきたという形になります。

対馬については、漁獲圧については0.75の F_{msy} という形に定められておりまして、それを基に将来予測した結果が⑤の絵になって、このような感じで今後も25年には目標値を親魚量ですか、超えていくだろうという予測になっております。

⑥が最後の表になりますが、0.75の2025年、期待される漁獲量としては32.6万トンということで、これがABCという形になっております。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、TACの設定と配分の考え方の案につきまして説明を行います。

資料につきましては、83ページを開いてください。

まず、83ページのTAC設定の案の考え方です。こちら、ほかの考え方と一緒に。2025年の資源量の予測値、また漁獲シナリオを用いて出されたABCの範囲内でTACを設定するという事になっています。その結果出てきたものですが、(3)にあります32万6,000トン、ABCと等量ですが、32万6,000トンを令和7管理年度のTACの案としたところです。

1ページお開けください。84ページです。

配分の考え方です。こちら先ほど述べたものと一緒です。国が一定量を留保として確保する。この資源のこの管理年度については、TACの20%としています。配分については過去3か年の漁獲実績の比率を用いています。

その結果として、85ページが配分する数量でして、大中型まき網漁業を大臣管理分として、知事管理分としては石川、島根、長崎、鹿児島県が数量明示、残りの県につきましては現行水準ということとしています。

事務局から資源評価、T A Cの設定の考え方と数量及び配分の考え方及び数量の案の説明は以上でござす。

続けて、ここで追加資料を説明させていただきまして、資料17ページを開けていただけますでしょうか。17ページです。令和7管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等についてという表題の資料です。

ここについて、先ほどまでにT A Cを設定することについて意見を伺った資源ですけれども、この資源について漁獲可能量の変更が生じるもののうち、行政の恣意性のない機械的なもの、例えば留保からの配分であったり、融通に伴うものであったり、まいわし太平洋系群とか、さんまについては、繰入れとか追加配分に伴って、そういうものについては事前に水産政策審議会で、こういうことをさせていただきますということを事前に意見を伺って同意を頂き、実際に起きた場合には事後報告で対応するという運用にさせていただいているところです。

この令和7管理年度におきましても、令和6管理年度に引き続き同様の運用をさせていただきたいと考えております。

事務局の説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

井本委員。

○井本特別委員 すみません、山陰旋網の井本です。今の御説明に対して質問、意見があるということではないんですけれども、毎回毎回この席で申し上げていることを、また再度、境港の状況について若干御説明をさせていただければと思います。

境港の全体の水揚げ量というのが大体12万トンぐらい。そのうちのマイワシというのが4万トンから5万トン。先ほど黒田副部長から御説明いただいた資源評価の中にもございますとおりで、2023年の対馬系の漁獲量が11万6,000トンということでございますので、大体、対馬系マイワシの4割近い漁獲というのが境港で水揚げされているということになります。

では、T A Cの方が昨年の22万トンから32万トンに増加するという事で、それでは水揚げ量の方も増加するのかといったら、そういうことではなくて、毎回申し上げておりで、境港では今現在、陸上の処理能力、保管施設の方が不足しております、2月のマイワシの盛漁期から1日1船団当たり130トンとか100トンとかという規制を現在も続けております。本当に資源が増加して、船の方はもっと漁獲することは、獲って帰ってくることはできるんですけれども、要は陸上の冷蔵庫の方が足りていないという状況でございます。これは九州の方も同じだと思っています。

これが境港の成長産業化、水産業が基幹産業であるんですけれども、こちらの成長産業化を進めるに当たって大きな問題となっているということは何度も申し上げてまいりました。

ちなみに、9月に境港の方で加工・流通業者さんを集めて水産庁の方から資源管理の説明と、あと意見交換会ということで開催を頂きましたが、加工仲買さんからかなり厳しい意見も出されたというふうに記憶しております。その中で、仲買業者に関しては管轄は水産庁ではないんですけれども、全体をサプライ・チェーンとして考えるべきだと。水産庁の考え方を変えないと先に進まないという御意見がございました。要は、水産庁は資源管理にばかり傾注しているんじゃないのかという御意見でした。

資源管理のことはもちろんなんですけれども、陸上産業も含めた議論をしていかないと、ロードマップにもありますとおり、水産業の成長産業化というのは達成できないというふうに考えております。今後もこういった意見交換会というのは開催していただけるというふうに聞いておりますけれども、資源の有効活用を図るという面から、水産庁が今後どういったビジョンを持っていらっしゃるのか、またそのビジョンがあるとすれば、それに向かってどういうふうにアプローチしていくのかという、そういった面からもお示しいただけると有り難いなというふうに意見としてお願いさせていただきます。

○山川分科会長 御意見頂きましたけれども、いかがでしょうか。御意見頂いたということではよろしいですか。

○資源管理推進室長 推進室長です。貴重な御意見、ありがとうございます。こういったサプライ・チェーンの参加は非常に重要ですが、現実として魚谷から説明があったとおり、ステークホルダー会合、そういうものに声を掛けてもなかなか参加できないという実態もございます。そういった中の現状を変える中で我々ができる取組として行ったのが今年9月の意見交換会ということで、こういった取組というのは引き続き彼らをこういう資

源管理の大きな枠組みの中に参加してもらおうという意味で大事なことだと考えていますので、我々としてそのような裾野を広げる努力をやっていきたいというふうに考えています。

ビジョンについては、資源管理を通じて持続的な資源の利用というのを確保していくことだと考えています。そこは陸上においても非常に重要視するところだと思いますので、そういったものを示していく。そして、そのことを分かりやすい資料で示していくというところも大事ななと思っていますので、そういうことを念頭に、これからも引き続き努力を続けてまいりたいと思います。

○井本特別委員 ありがとうございます。境港では、加工仲買さんの方も大分資源管理に関して興味を持ってこられるようになりましたので、是非またこういう意見交換会等を継続していただければと思います。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特に御意見ないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、かたくちいわし対馬暖流系群について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 引き続き黒田の方から説明します。資料は47ページになります。

かたくちの対馬暖流系群ですけれども、分布としては東シナ海、日本海を中心のものとして考えております。

漁獲量としては、比較的安定している系群ではあったんですが、最近、この10年ほど減少が続いておりまして、2023年の漁獲量は2.9万トンというレベルでありました。特に横のグラフを見ていただくと、0歳魚の漁獲が少なかったというのが特徴になります。

次をお願いします。

資源評価結果が図の5になりますが、資源量としては黒のラインのように、2000年、2010年以降ぐらいですか、ずっと減少傾向にありまして、2023年は少し増えた部分もあるんですが、基本的には減少傾向が続いているというふうに見ております。

次の3ページ目ですか、お願いします。

カタクチイワシは、今まで説明したマイワシ、マアジとはちょっと違ってまして、目

標の決め方については、最初に決めた、説明があったマダイに近いもので、MSYの97%のラインを0歳魚、1歳魚が最大獲れる量というのを目標管理基準値6.8万トンというふうに定めているのが特徴であります。

次をお願いします。

神戸プロットとしても単純にSBmsyで言う部分の色付けの部分に加えて、黄色の点線で示した目標管理基準値の方で見ると、今の段階というのはちょうど左下にあって、漁獲圧としては低いんだけど、魚の量としてはまだちょっと足りていないところにあるというふうに見ているということになります。

こちらは β は0.9のFmsyで獲るという形になっているんですが、そのときの将来予測の結果が5枚目のシートになりまして、このような形で、今後についてはこの管理規則に基づけば漁獲は伸びていくだろうということを予測しております。

最後、6枚目がそれを数値にしたものになりますが、ABCとしては5.0万トンという形になります。

最後に、特に今年なんですけど、結構不漁傾向が強くて、もしかすると資源状態が更に悪化している可能性があるということで、注意喚起の意味でそういったシナリオについても計算を行っているという形になります。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、赤塚の方からTAC設定の考え方及び数量について説明を行います。

資料につきましては87ページをよろしくお願いいたします。

TAC設定の大枠としては、ほかの資源と変わってございません。2025年の資源量の予測値と漁獲シナリオを用いて出されたABCの範囲内でTACを設定すると、大きなものでは変わりませんが、ほかの資源と大きく異なる点が二つございますので、そこについて説明をさせていただきます。

まず注目していただきたいのが、TACの案の(2)漁獲シナリオの概要の①です。この資源につきましては、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量となっています。これは、この資源を漁獲する漁業の実態を踏まえて管理側が設定したものでございまして、これを最大持続生産量を達成するために必要な親魚量と比べても数字、数量的には近かったのが、目標管理基準値として設定したものです。

二つ目ですけれども、資料の90ページを開いてください。

こちらは参考としまして、かたくちいわし対馬暖流系群の資源管理方針の該当部分を抜粋したものです。第9の1にありますとおり、この資源のステップ2は令和7管理年度から開始することを想定したとなっています。

ですが、2にありますとおり、本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定についてはステップ2の開始までに検討し結論を得るとあります。しかしながらステップ2の開始までに検討の案が準備ができなかったことからステップ2の開始までに結論が得られない状況にありました。このため、すみません、87ページにまた戻っていただければと思いますけれども、かたくちいわし対馬暖流系群のステップ1を開始したときには、令和7管理年度からステップ2を開始し、試行的な配分に取り組むことを想定していましたけれども、ステップ2の開始までに結論を得るための必要な準備ができていなかったことからステップ1を続けることとしたものです。

したがって、TACの数量は出しましたけれども、88ページをお開けいただけますでしょうか。ステップ1ですので、配分の試行は行わないということで、そのような配分の案の書きぶりになっています。

配分の案については、89ページですけれども、配分の数量の試行は行いませんので、全てTACの内数ということで表示しているところです。

かたくちいわし対馬暖流系群につきまして、事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村です。ありがとうございました。

先ほどからステップ1、ステップ2をどうやって進めていくかという件につき様々な意見を伺っていましたが、このカタクチイワシを見る限りは、無理やり進めているわけではなく、着実に進められているのかなという感想です。漁業者が納得しない措置を入れても、どうしようもないことにしかならないという、これもコメントです。

1点、確認ですが、カタクチイワシは漁獲後、速やかに加工場に入れられてしまうので、生の魚を計量するのではなくて、出来上がった商品から歩留りを——具体的な歩留りは知りませんが、歩留りで算出して、もともとの魚は何トンでしたよと換算するというお話を

この委員会で伺ったと思います。ちょっとその後の動き、もし私が聞き漏らしていたら申し訳ありません。

私の評価としては、このように、その漁業があるのだから、その漁業に合わせたやり方で、別に生の魚を量らなくてもきちんと数値が出るのならそれで良いし、私も海外いろいろ行っているわけじゃないですが、非常に日本らしい現実的な方策だなと思っているんですけれども、結局どうやって計量することになったのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 計量につきまして、赤塚室長よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。正に原魚換算というのが、カタクチイワシを実際に利用する漁業の実態を踏まえた非常に大事な部分です。ステップアップの中でやっていくということとして、具体的にこの資源につきましては、各県で使用されている数字というものが出てきているところとして、それを踏まえて、ではどのように計数するのかということを、今後それを基にまた議論して決めていくと、そういう段階です。

○東村委員 すみません、1点だけですけれども、一応国全体では計数は統一するものなのか、若しくは場所によっては魚がちょっと小さかったり大きかったり、細かいことをすみません、どんな流れでしょうか。よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。本件につきまして、対馬のこの系群につきましては、各県でそれぞれ今取り入れられているものを使っていくということが基本的な方向として、今後最終的な決定を下すというふうな方向で検討を進めています。

○東村委員 ありがとうございます。やはり現実的で良いなと思います。失礼いたします。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 水研にまた少し聞かせていただきたいんですけれども、50ページのカタクチイワシのところなんですけれども、「資源評価の結果は不確実性が大きいと考えられ、また2024年前半の不漁なども考慮すると、評価結果より資源状態が悪い可能性がある」ということをちゃんと明記してくれているんですけれども、この明記によって、今度は水産庁に聞きたいんですけれども、資源状態が悪くなる可能性があると言っていると水研はちゃんとおっしゃってくれていて、今年のTACの5万トンというのは、昨年のTACの消化率をちょっとお聞きしたかったんですけれども。分かればいいです。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。まず実績の方のことですけれども、88ページをお開けいただけますでしょうか。

参考２といたしまして、漁獲実績を示しています。漁獲実績があるのは令和４年までということで、ＴＡＣ管理が始まったのは令和５管理年度でして、その今の数字については現在集計中ということです。失礼しました。令和６管理年度からです。

いずれにしろ、令和６管理年度の数字は集計中ということでして、あとは一般論として、これは当然、個々の資源ごとに資源評価に基づいて判断していくものですが、やはり科学的な評価の点で何かそういう警鐘が発せられたのであれば、当然そこは管理の中で見ていくことになります。警鐘が鳴っているにもかかわらず目を閉じて何かしていくというのは、この漁業法に掲げております水産資源の持続的な確保という点に照らし合わせても、やっぱりそういう行動は取るべきではないということです。ただ、あくまでも原則論ですので、そこは資源評価の結果を踏まえて、また議論していければと思います。

○日吉特別委員　ありがとうございます。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員　すみません、資源管理の話ではないんですけれども、ちょっと意見させていただきたいんですが、太平洋系群のマイワシと、あとカタクチの対馬系群が芳しくないということで非常に残念に思っているわけなんですけれども、養殖魚でカンパチとかブリとか、そういったものが、生餌というのは非常に必要な魚でありまして、それで減っているというので残念に思っています。

結構、魚は、イワシは獲れていると思うんですけれども、その獲れた魚が海外に売られて、海外の魚の餌になっているとか、また国内で魚粉にされて、その魚粉も国内に回らずに海外に売られているとか、そして、その餌を食べた魚がまた輸入されているとかいうような形で、すごくいびつな形というか、日本の養殖業者に回らずに、海外の養殖業者に魚が回っていくというようなことなんで、できればオール水産で取り組むというか、日本全体の水産業のことを考えてもらって、日本で獲れたマイワシとかカタクチイワシが国内の養殖業者にも回るような、そういった取組もやってほしいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

○山川分科会長　御意見頂いたということで、よろしいでしょうか。実態については把握をしておられるでしょうか。

○資源管理推進室長　推進室長の前、栽培養殖課の総括を務めていました。正に前田特別委員から言われた状況というのは、非常に危機的状況だということは十分認識していま

す。

もちろん、国としてそういった何か、そういう努力の下支えはしているところですけども、そこについては、まだまだそれだけではどうにもならない状況であり、それを日本全体、正におっしゃったようにオールジャパンでどうすべきなのかという戦略的な観点からやっていくというところも非常に重要だと思いますので、今日またこの話があったことを栽培養殖課、増殖推進部にも伝えたいと思います。ありがとうございました。

○前田特別委員 水産庁の方も成長産業化ということで、ブリとかでももっと作れ作れと言っているものの餌がないような状況なんで、より一層、本当に協力をお願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にないようでしたら、本件につきまして原案どおり承認をしていただいたという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、うるめいわし対馬暖流系群について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 引き続き黒田です。資料は51ページになります。

うるめいわし対馬暖流系群に関しては、2023年、非常にたくさん獲れたということで、6.2万トンの漁獲がありました。特に右の絵からも分かりますように、0歳魚の漁獲が、マイワシとの混獲という話も聞いていますが、そのように漁獲が上がったということです。

次のページをお願いします。資源量・親魚量・加入量についてもそのようなことを反映してまして、比較的状态としては良いんだろうというふうに見ております。

4枚目にもういきましようか。こちらが神戸プロットになります。魚の量としては右側にあって、資源としては、量としては十分にあるという形です。ただし、漁獲圧としては2023年、少し高かったんだろうなということを我々としては考えているという形になります。

今後についての漁獲シナリオとしては、0.8の F_{msy} を使っているのが本系群になります。

次のページが将来予測の結果になりまして、今、目標の上に既に資源がありますので、今後については緩やかにその目標に向かって親魚量、漁獲量とも下がっていくだろうというふうな予測になっております。

数値にしたものが次の6枚目のシートになりまして、2025年のABCとしては4.6万ト

ンという形になっております。

以上です。

○資源管理推進室長　続きまして、赤塚の方からT A C設定の考え方や配分についての説明に入ります。資料につきましては、91ページをお開けください。

まずは、T A Cの設定の考え方です。こちらについては、ほかの資源と一緒にです。2025年の資源量の予測値と漁獲シナリオを基に出したA B Cを基に、その範囲内でT A Cを設定するということでして、令和7管理年度は4万6,000トン、これは先ほど黒田さんが説明いただきましたA B Cと等量です。ただ、ここにつきましても重要なポイントがありまして、その説明をいたしたく、94ページを開けていただけますでしょうか。

こちらは、うるめいわし対馬暖流系群の資源管理方針の該当部分です。この資源につきましても、ステップ2は令和7管理年度から開始することを想定してございました。しかしながら、第9の2のとおり再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加などに係る規定についての検討につきましては、ステップ2までの開始までに結論を得るとなっておりまして、現時点で結論を得るための材料がまだ準備できていないということでしたので、この結果を受けて、引き続きステップ1を続けることになりました。

92ページに移っていただけますでしょうか。配分の考え方はステップ1を継続ということですので、配分の試行は行わないということです。

93ページが、配分の案ですけれども、ステップ1ですので、全てT A Cの数量で4万6,000トンの内数ということの表示になっています。

事務局より、うるめいわし対馬暖流系群に関する説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長　どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたしますします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、かたくちいわし太平洋系群について事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長 では、資料55ページ、かたくちいわし太平洋系群の説明をさせていただきます。申し遅れました。水産機構、山下と申します。

この資源については太平洋沿岸から沖合域に広く分布する資源となっておりまして、漁獲量としては2000年代前半にピークを持っておりましたが、その後減少し、直近年ではやや横ばい傾向で推移しているというふうに判断しております。

次をお願いします。

資源量指標値の推移と、これらから得られる資源量の推定値に関しましても、おおむね同様の傾向で減少傾向にあり、近年では横ばいからやや増加というふうに判断しているところです。

次をお願いします。

本系群の再生産関係につきましても、マイワシなどと同じように、高加入期と通常加入期を分けて考えておりまして、現在は通常加入期にあると判断しております。

次をお願いします。

これらから求めた資源量、目標管理基準値の——現状ではまだ案でございますけれども、目標、それぞれの基準との関係につきましては、直近年では漁獲圧はMSYが得られる漁獲圧よりも低いところにあり、資源量としては目標管理基準値案よりは少しまだ低いところですが、それに向かって少しずつ回復しているという状況でございます。

この系群の漁獲管理規則案として提案しているものとしては、MSY水準に0.9を掛ける漁獲圧というものが基準となるというふうに今回お示しさせていただいております。

次をお願いします。

この管理規則案などを基に将来予測を行いますと、資源量、漁獲量ともにおおむねMSY水準で推移するというふうに考えております。

次をお願いします。

これらの結果お示ししたのが表1、表2のものとなっております、上の表の一番右端、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率、これが50%より大きくなるのが β が0.9となる場所というふうに推定しております。このときに推定される漁獲量、2025年の漁獲量としては9.2万トンというふうに算出したしております。

以上です。

○資源管理推進室長　続きまして、赤塚よりT A Cの設定及び配分についての案の説明に入ります。資料につきましては、95ページをお開けください。

まずT A C設定の考え方です。こちらにつきましても、基本的な考え方は変わっていません。2025年の資源量の予測値に、漁獲シナリオを用いて算出されたA B Cの範囲内でT A Cを設定するということです。これに即して出てきたものが9万2,000トン。A B Cと等量を、9万2,000トンを令和7管理年度のT A Cの案としています。

1ページお開けください。

この資源につきましては、来年の1月1日からステップ1が始まります。したがって、配分の試行というものは行っていません。

それに関連しまして、97ページにいただきますと、配分の案につきましても個別具体的な数量を示すのではなくて、9万2,000トンの内数ということでお示ししているところです。

かたくちいわし太平洋系群に関する資料の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長　どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にないようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、かたくちいわし瀬戸内海系群について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長　続きまして、かたくちいわし瀬戸内海系群、資料59ページの内容を説明いたします。山下です。

こちらは、瀬戸内海で漁獲されるカタクチイワシを対象としております。ただ、この発生由来としては、瀬戸内海の外で、太平洋で発生した個体も一部含まれるというふうには考えております。

この系群の漁獲量ですけれども、こちらは80年代、かなり高いところにあったのが、その後、2000年頃にかけて減少した後、ゆっくりと増加しているという状況となっております。

また、ここでは産卵量の調査というものも行っておりまして、こちらでも近年、増加傾向にあるという結果が得られております。

次をお願いします。

これらの値から求めた資源量の推定結果ですけれども、おおむね漁獲量と同じく、80年代高いところにあったものが一旦減った後、増加傾向にあるというふうに判断しているところ です。

また、図の5に示しました資源尾数を見ていただければ分かりますように、青の0歳、これが資源の大半を占めるというふうに判断しております。

次をお願いします。

こちらの再生産関係につきましては、資源の水準の差というものが見られませんので、全期間を通して一つの再生産関係を仮定しております。ここで得られた管理基準値案、禁漁水準案などが図の7とその下の表にある値となっております。

次をお願いします。

これらの資源の状態を判断しますのが図8の神戸プロットとなります。こちらでは現在 は資源量は高く、漁獲圧はMSY水準よりも低いところにある、緑のゾーンに入っている というふうに判断しております。

また、漁獲管理規則としましては、 $\beta=0.8$ としたものを基準に、通常と同じ管理規則案での漁獲を考えております。

次をお願いします。

これらの管理規則案での将来予測を行った結果ですけれども、 β を0.8とした場合、親魚量についてはMSYよりも少し高いところ、漁獲量としてはほぼMSY水準で推移するというふうに考えております。

次をお願いします。

これらを表にしましたのが表1、表2となりまして、こちらでも先ほどと同じように、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率、計算しております。こちらは β を0.9とした場合、50%を僅かに下回るということから、 β を0.8とした場合、54%となって、少し上回るというふうに考えております。

この β 、0.8で漁獲した場合の2025年の漁獲量、4.8万トンであるというふうに推定いたしております。

以上です。

○資源管理推進室長　続きまして、赤塚の方から漁獲可能量の設定と配分についての案の説明に移ります。99ページを開けてください。

まずT A C設定の考え方です。こちらもほかの資源と同様です。2025年の資源量の予測値、こちらと漁獲シナリオを用いて算出したA B Cの範囲内でT A Cを設定するということでして、ここに出てきた4万8,000トン进行令和7管理年度のT A Cの案としたいと考えています。

1ページおめくりください。100ページです。

配分の案です。来年1月1日からステップ1が始まる場所ですので、試行の配分は行わないということで、そのような書きぶりとなっています。

同様に、次の101ページにあります配分の案につきましても、4万8,000トン、T A Cの内数という形でお示しする場所です。

かたくちいわし瀬戸内海系群の関連の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長　どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特に御意見等ないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長　異議がない場所ですので、そのように決定いたします。

次に、まだい日本海西部・東シナ海系群について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源副部長　こちら資源評価結果について、黒田の方から報告します。資料63ページをお願いします。

日本海西部・東シナ海系群ということで、分布としては以上の地図で示した部分を考えているということです。

漁獲量につきましては、86年以降、大体5,000トンから7,000トンの間にありまして、23年についても約5,000トンでありました。

右の図に年齢別の漁獲尾数を示していますが、尾数で見ますと基本的には1歳から3歳が中心になっているというような資源です。

資源評価結果、次のページの図の5に示しておりますが、親魚量としてはこのような形で、それほど大きな増減はなく来ているという形です。

加入については、やや最近、減少傾向にあるのかなというふうに見ているということになります。

続いて、もうどーんといきましょうか。10枚目ですか。図の12を見ていただきまして、これは今日の最初の段階で赤塚さんからも説明がありましたように、本系群では通常のMSYだけではなくて、暫定的な目標管理基準値として、MSYの84%、1歳から6歳の漁獲量を最大にする値というのを暫定的な目標と設定しているということになるというのを提案しているということになっております。

そのときの神戸プロットが右側になります。通常のが色付きのもので、それでは赤いゾーンに入るんですが、この黄色の点線、84%のものを使えば、今の領域としてはちょうど右下、交点の右下にあるというような評価になっているということになります。

次に13枚目、最後にいきますか。本系群、種苗放流を少しやっているということで、その場合分けで資料がいくつかあるんですが、その種苗放流を込みにしたものが最後のページになっていまして、将来予測をすると、このような形で親魚量と漁獲量が推移するという形になっております。それぞれの β について、ここでは数字を出しているということになります。

以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、赤塚の方から漁獲可能量の設定と配分についての案の説明に入らせていただきます。資料については、103ページを開けていただけますでしょうか。

まずは、TAC設定の考え方です。

ここにつきましては、ほかの資源と同様に2025年の資源量の推定値、これと漁獲シナリオを用いて出されたABCの中で数量を設定するということでして、その結果出てきた数字、令和7管理年度の数字は5,900トン、ABCの等量をTACの数量としているところです。

関連しまして、この資源について補足説明を申し上げますと、参考1、資源管理の目標のところですが、目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準に加えまして、暫定目標管理基準値というものを設定していることです。この資源については、漁獲の実態を踏まえて、1歳から6歳がMSYを達成するために必要な親魚量というのを管理において

目標としました。ただ、最大持続生産量を達成するために必要な親魚量39万3,000トンと比べると少し差があるということです、暫定目標管理基準値という概念を作って、これを構成要素とした漁獲シナリオでTACの案を出していくということです。

TACの配分につきましては、次の104ページを御覧ください。

この資源も来年の1月1日からステップ1が開始するところです。したがって、試行的な配分は行いません。

その考えに即して出てきた105ページの配分の案は、5,900トンというTACの内数の形で、それぞれの管理区分の数量を示しているところです。

以上がマダイの日本海西部・東シナ海系群に関する資料です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

及川委員。

○及川委員 御説明ありがとうございます。暫定目標管理基準値、これを今回設定されたというのは、従来のMSY一本ではない新たな考え方を取り入れられたということで、評価というか、いいんじゃないかと思います。

あと、質問じゃなくて、懸念として、まだ日本海西部・東シナ海系群、5,900トンという数字、非常に少ないですし、ステップ1に我々が同意したのは、正しい数字が、漁獲量が今4,900トンぐらいになっているものが、本当はどうなのかというのが非常に興味があります。なので、それで今度出てくる数字見てからステップ2とか3なのかなと思いますので、今後もよく見ていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見頂いたということで、よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方も、よろしいですか。

では、ほかにないようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第458号に係る全ての魚種・系群に関する審議は終了ということになります。

続きまして、諮問第459号「特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について」に移ります。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。資料の説明に入らせていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管 第2262号

令和6年11月1日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における大臣管理漁獲可能量
の変更について（諮問第459号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、5ページを開けていただけますでしょうか。

資料4-2の説明に入らせていただきます。

まず背景です。令和6年4月1日から始まりました令和6管理年度の管理については、資源管理方針に基づいて、漁獲可能量は過去の2管理年度と同じく7万9,000トンとしました。ただ、その一方で最新の資源評価においては、漁獲可能量の設定の根拠となっていた時よりも資源が悪化しているという助言がありました。このことを踏まえまして、T A

Cの数量としては7万9,200トンとしつつ、当初の配分の数量は2万9,000トン、これは最新の資源評価において、資源をこれ以上悪化させないだろうとされた数量とし、残りは留保としたところです。

このことに伴って、国の留保からの配分方法については、従来よりも限定的な内容としつつも、単年生である生物特性も踏まえて、一定の柔軟性を確保することとして、これから説明する内容となりました。

今回、大臣管理区分に対する留保からの追加配分ですので、そこに限定して説明します。

まず(2)の①にありますとおり、8月までの国全体の消化量が当初配分の35%未満であり、特定の管理区分の消化率が75%に達した場合に、その管理区分の過去3年平均の漁獲実績を上限として国から追加配分するというルールがあります。

続けて、②です。こちらは、国全体の消化率が当初配分の70%を超えることが見込まれる場合に、漁期中の調査の結果などの科学的な知見を踏まえつつ、漁期末までの漁獲量予想とTAC配分の差を上限として、水政審の諮問を経て追加配分を行うという内容です。

次のページに移ります。

この変更につきましては、今年3月の第130回の資源管理分科会において審議いただいたところでして、事務局の原案どおりに承認していただきました。また、その際に事務局から提案のあった留保からの配分ルールを原則としつつ、ただ、当該ルールでは対応が困難な状況が生じた場合には、関係する漁業者の意見も伺った上で、その対応案について分科会の場で迅速に議論できるような対応を取ることというのが前提となったところです。

「2 数量変更の内容」に移ります。現時点で入手可能な最新の公的データは、今年の8月末です。この時点の漁獲実績は全体で約4,600トンあり、これは当初の配分数量の合計である2万9,000トンの約15%となっているところです。

そのような中、常磐から三陸まで、前年に比べてよい来遊が見込まれているという漁況予測に合致するように、この地域が主要なスルメイカの操業地域である沖合底びき網漁業では9月以降、1日当たりの水揚げ量制限などによる漁獲抑制を行ってきたものの、漁獲が徐々に積み上がっていたために、9月25日付けで先ほど説明をしましたルールに基づいて、2,000トン进行国の留保から追加配分をしたところです。

その後の状況ですけれども、スルメイカの混獲を避けるために操業自体を一時停止するなど、更に漁獲抑制を強化したものの、10月25日時点で消化率は90%を超えている状況となりました。

しかしながら、国全体の漁獲量は、まだまだ当初配分の数量に達していません。すなわち、前のページに示しました留保からの追加配分の前提条件である当初配分に対する70%、消化率70%というのは満たしていない状況にあるところです。

以上を踏まえまして、事務局といたしましては、沖合底びき網漁業の操業が止まることを避ける観点から、先ほど触れました、このルールでは対応が困難な状況が生じた場合に、その対応などについて分科会の場で迅速に議論できるような対応を取るとした留保からの配分方法承認の前提に則りまして、沖合底びき漁業における過去の、具体的には令和2から4管理年度の11月以降の各月漁獲量平均値を基に国が出しました、2,000トンを超えて留保から沖合底びき網漁業へ追加配分を行うこととしたいと考えています。

このことについて、事前に関係する漁業関係者等の意見を伺う機会を設けたところ、いか釣り漁業の関係者からは、①留保からの配分については、原則の配分方法に限るべき、②全国的に漁獲量が低迷しており、いか釣り漁業では操業自粛などの取組を行っている中、今回の留保からの追加配分は資源管理に反している、獲らなければスルメイカの資源が増えて漁獲量も増えることが期待される、③資源が少ない中、イカしか獲れない、いか釣り漁業にも配慮して、TAC管理のやり方を考えてほしい、このままでは釣り漁業がなくなってしまう、④漁獲ができる場所にTACの配分がどんどん増えるのは賛成できないという意見を頂きました。

沖合底びき網漁業の側からは、今回の2,000トンの追加配分に伴う漁獲実績については、将来、TACの配分シェアを計算するための実績としてカウントしないこととしてよいという申出があったところです。

以上を踏まえまして、いか釣りの皆様からは大変厳しい意見を頂きましたが、その上で水産庁としては、①今回の追加配分を行ったとしても、全体の漁獲量が本年の当初配分である2万9,000トンに達しない見込みであること、②沖合底びき漁業において漁獲抑制を行ってきたものの消化率が非常に高くなっている中で操業自体が止まることは、沖合底びき網漁業の経営のみならず、この漁業の漁獲物を扱う加工・流通業者など、地域経済に大きな影響を及ぼすことが想定され、このような自体を回避する必要があること、③沖合底びき漁業から今回の2,000トンの追加配分を伴う漁獲実績については、将来TACの配分シェアを計算する際の実績としてカウントしないこととしてもよいという申入れがあったことを踏まえまして、過去の実績から算出しました2,000トンに限って、今回留保からの追加配分をさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 水産庁の御配慮、ありがとうございます。沖合底びき漁業も全ての魚種に関しまして、私は北海道の沖底の日本海なんですけれども、ほとんどの所、地域も、制限をしながらTACを守り、そしてTAC以外の魚も制限して価格をあれするような、制限をしながら守ってくると。船頭方がたくさん獲ったとしても親方に怒られると。逆に普通であれば、大漁でよかったなと喜ばれるところでございますが、もうそこまで管理をしている地域でございます。

その中で今回、東北の方で量がまとまったという、喜ばしい限りなんです、全て制限をしながらやっていたんだけど、困難を来してしまった。もうトン数なり箱数を決めていたんだけど、普通であれば北上していくイカが、そのときに漁場形成が変化しているのか、様変わりしているのか分かりませんが、イカの量が続いたということで、混獲を避けるために船を休まなければ駄目な状況まで来てしまったということでございます。目の前に、でしかイカが獲れない漁場でございますので、別な魚を獲りに行けばいいんじゃないかといっても、必ずイカが混ざるんで、TACオーバーになってしまうということで船が止まったという経緯を聞いております。

水産業は漁業者だけでは成り立っていかないというのは皆さん分かっていることでございます。せっかく加工や物流まで需要を求めているのに、TAC内で供給できるのであれば、チャンス逃さないで、水産業全体のための、衰退につながらないように、供給してあげられればというふうに思っています。

次年度からは、どのような現場も、どんな漁業種で獲ろうとも混乱がないように、TAC内の消化で進んでいけるようなことをひとつお願いしたいなというふうに思います。

あとは1年でイカというのは死んでしまうわけでございますので、資源評価は難しい魚種でございますが、対応可能な、国の保留枠はこれからも必要だと個人的には考えております。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ウェブで御参加の岩田委員から御発言があるということですので、岩田委員よろしくお

願いたします。

○岩田特別委員 失礼します。まず初めに、諮問内容にもかかわらず、本日、現地出席できず、ウェブでの参加、本当に申し訳ございません。

全国いか釣り漁業協会は、沖合底びき網漁業への再配分要望に至るまでの経緯を踏まえながら、一昨日、緊急会議を開催いたしました。

スルメイカの水揚げの現状を一言で申し上げますと、非常に厳しい状況と言わざるを得ません。スルメイカの水揚げは2014年に全体で15万トンだったものが減少を続け、昨年には1万5,000トン、実に10分の1まで減少を続けております。現在、三陸沖で一時的に水揚げがまとまったこともありましたが、例年に比べてほとんど釣れない状況であります。全国小型いか釣り漁業者も長引く不漁の中、早期の資源の回復を願って、厳しい資源管理に取り組んでまいりましたが、成果が見えず、今以上に強力な資源管理が必要なのではないかと考えている次第です。

そんな中、令和4年から6年のTACは3年固定としていたところ、今年は3年目にもかかわらず、TACを全て割り当てず、皆さんも御承知のように、2万9,000トンだけ割り当て、残りを国の留保枠とし、強度な資源管理を行おうとしています。

今年2月の水政審でのその説明を聞いて、これは水産庁として資源を保護するという姿勢の表れだと認識をしておりました。しかし、先ほど水産庁により、TAC 2万9,000トンに達しない見込みであることから、原則を曲げて追加配分をしたいとありました。沖底については、当初5,600トンが配分され、ルールに基づき9月の下旬に2,000トンが留保され、留保から追加配分され、もうじき枠を消化する状況です。

一方、小型いか釣りにおいては、当初7,700トンが配分されましたが、8月末までの消化率は10%未満であります。また、三陸沖において、小型いか釣りとはほぼ同じ魚道で操業をし、同じ資源を利用しております。残念ながら、沖底の操業後にはいか釣りは漁獲は空に近いようであります。さらに、小型いか釣り漁業者は沖底の漁獲枠消化後の操業を心待ちにしており、この時期に対する失望をどうしたらよいのか、悲痛な声が上がっております。本来同じ漁業者、共存共栄を図られるのが理想ですが、現在の状況は小型いか釣り漁業者は消化率10%以下、その一方、原則であるルールを曲げて、2,000トンもの追加配分を行うのは、資源を持続的に利用していくための本来の資源管理の姿でありましょうか。さらに、関係する漁業者の理解と納得を得た上で行うべきものではないでしょうか。

以上のことから、底びき網の漁業の皆様の御苦勞も十分理解しますが、我々の置かれている現状を理解していただき、残念ながら、反対の立場を申し上げさせていただきます。

以上であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、伊藤委員と岩田委員からそれぞれの御意見を頂きましたけれども、それに関しまして、ほかの委員から。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

スルメイカの資源量というのは冬季発生系群と秋季発生系群とで異なっていて、冬季発生系群については限界管理基準値を下回り、禁漁水準も目の前に迫っている状況なんです。そういった状況の中で、やはりより踏み込んだ資源管理が必要なんだろうとずっと言われてきたところです。

スルメイカは、このように資源量に大きく差がある秋季と冬季の違う系群を一つに合わせて資源管理を行っていますので、今回の沖底への2,000トンの漁獲枠の追加配分は、更なる漁獲圧力の増加によって、冬季発生系群にどんな影響があるのかや、枯渇を招くんじゃないか、そういった大きな懸念や不安な声が漁業者にあるということのも事実であります。先ほど岩田委員が言ったのもそういうことだと思います。

また、ステークホルダー会合でもよく意見が出ていましたけれども、冬季発生系群の資源管理としてどのような管理を今後やっていくべきなのか、それからどのように資源を回復させていくのか、そうした道筋を立ててしっかり水産庁が示していないと、青森県や岩手県のいか釣り漁業者としてはどうしても納得できないということになってしまうのではないかと私は思います。水産庁としても、そういった道筋をしっかりと示すことをお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 ほかの委員の方からはいかがでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

今までのスルメイカの議論の中で、資源評価が今の現在にマッチしていないということの指摘を私は再三したつもりでした。8月の意見交換会の中でも皆さん、現場の参加者の意見を聴く中では、漁業者としての系群の評価、調査の理解は進んでいないと。それは、

国の方の説明まあ、国というんですか、水研の方のそういう説明について、まだまだ理解ができないということであると思います。そこについては更なる調査をし、また漁業者の評価を得るような評価を、これから先ももう少し高度化して求めていかなければ、この件については、なかなか議論が合わないと思います。

私は底びきを主体でやっておりますが、いか釣りも兼業でやっています。近年、少し不漁なところで、イカ漁業をやるところには少し少なくなっております。

そういう中で、以前にもこのような話をさせていただいたんですが、スルメイカ、深いの方の海洋を回遊するイカが何か浅い海に定着するということで、そこに棲み着いてしまっただけで浮いてこないというような状況があるという中で、今回のこういう底びき網にスルメイカがたくさん入るというような状況があると思います。

三陸では私は操業していないから分かりませんが、山陰の方でよく底びき網やっている中で、底びきの網に入る、そのポイントに行っていかに釣る船が操業しても釣れないというような状況は、これは今に始まったことではありません。昔からそのような状態であります。

そういうところで我々の地元の漁業者、底びき漁業、小型の沿岸のいか釣り漁業者との中では、もうこういう話は理解は進んでいます。底びき船がイカを獲るから釣れないとかというようなことは別に今に始まったことじゃないというようなことで、そこは地元ではもう納得、理解が進んだ中で、その喧騒は何もないです。

去年も山陰沖で底びきで9月、10月、今の三陸ほどの状況ではないですが、底びき船としては、操業になるような箱数はかなり入りました。ただ、そこでイカで釣れるかといったらなかなか釣れませんでした。今年もそういう状況が初め発生しつつあったんですが、反対に底びき網には入りません。小型のいか釣りが水深の浅い所でぼちぼちとイカを釣っているような状態であると。反対にそこに行ったら底びき船が網をやって入るかといったら、その割に入らないというようなところで、8月までは水深が百五、六十メートルでスルメイカ漁をやっていました。ところが、水温が一気に、今年は海底水温が低いので、9月になってから、水温が低くなった影響ですか、9月になってから水深が深い方にイカが出てきたと。そうしたら、9月からスルメイカが量が上がり出したということで、今現在もイカの漁、いか釣り船は山陰沖で漁をやっております。

そういうところを見る中で、何か底びき船が獲るから、いか釣りでは獲れないとか、そういうようなものは私は少し否定的な考えがあります。回遊性のもので、どうしてその時

期に海底にスルメイカが定着して浮いてきて回遊しないのか。ところが、そういう水温の変化か、気候の変化か分かりませんが、海象・気象の変化でどっとまた回遊性になって、いか釣りの方に漁獲はできるというような状況はありますので、そういうことでこの度のTACの中で2万9,000で留保枠を半分持ったところの柔軟性を持ってほしいというのは、いか釣りというのはいろいろな、底びきであり、まき網であり、いか釣りであり、多種多様な漁法によって漁獲をする中で、どのような状況でその漁業でイカが釣れるのか、漁獲ができるのか、私は不透明だと思います。

そういう経験上ありますので、この留保枠を柔軟に配分できるような対応をお願いしたいということで、この2月ですか、審議会にもそのような意見を出させていただきました。それで水産庁の方もその意見に寄り添って今回このような措置をされたと思うんです。

イカはどこかにいるんだなということは私は思っております。ただ、イカの生息海域、回遊海域が変わっているという中、たまたまそこで、底びきのその海区で操業している船が本年度はそこで漁に当たったと。また、これがほかの地区でもそういうこともあるかも分かりません。そして、太平洋側は私はちょっと分かりませんが、日本海の海底水温は去年と全く変わっております。

というのは、私ら底びき網は毎回の網にセンサーを付けて海底水温を全部測っていますから、もう本当にリアルに分かりますから、春から水温が全然違うなということで関心を持って、うちの沿岸のいか釣り漁業者には、水温が違うから、今年はもう少し我慢しろ、我慢しろ、漁があるからと言ったら、この9月になってからやっぱり漁が上向いてきたというようなことでありますので。このようないか釣り漁業でありますから。

今回は底びきの方に配分を頂いた。しかし、また小型いか、中型いかの方からでも、追加配分が欲しいような状況がまたあると思います。中型いかも私もやっていますから分かるようなもので、中型いかもIQでやっている中で、何も満足したようなIQ配分ではありません。というのは、今は水揚げ量が少ないから値段は高くなっていますが、これが少しでも量があれば値段は下がると。ただ、今のIQの枠の中ではもう全然足りないような状況もあります。

そういうことも含めて、底びきだろうが、中型いか釣りだろうが、小型だろうが、そういうような状況や背景がある中で、柔軟な国の留保の追加配分をしていただきたいという思いで意見を述べさせてもらったわけですから、今回のこの措置はどうかやっていただきたい。というのは、追加配分の2,000トンを決めた配分にはしないということですから、こ

こは皆さん、そのように理解をして、獲れる所では漁獲させていただきたいということだと思います。

なぜかといったら、いるのに全く獲れない、獲らないというのも、これも本当に国民感情としておかしくないですか。これだけイカが少ない、少ないと言っている中に、いるのに獲れない、市場に上がらない、国民の口には入らないって、スルメイカがいないから皆さん辛抱して、高いイカでも買って食べるんです。だけど、いるんだったら、そこは漁獲するべきじゃないですか。

だから、この状況は底びきでもあり、また違うときにはまき網でもあり、いか釣りでもあると思いますから、このような理解で今回はこの追加配分を認めてやっていただきたいと私は思います。

○山川分科会長 では、続きまして日吉委員、よろしくお願いいたします。

○日吉特別委員 日本定置の日吉です。

春の水政審のときに、いやあ、これは本気で国は——スルメなんか私の所、多分静岡が一番、定置網でスルメ獲る所ですけども、本当にいないです。例えば、伊豆のお土産なんかで塩辛なんか、今もう1,000円を超えるような。多分9,000トンは、10年前の10万トン獲ったときの値段より、金額的には相当すごい金額になると思うんですけども、それはさておきまして、例えば三浦委員とかの意見に私も賛成しますし、真剣にやるんだなと。もう僕はマグロより悪いと思う、今、肌感では。当時のマグロより悪い状態かなと思います。私は先ほどから、今日も言っている中部太平洋の話しか知りませんから、日本海とか三陸のことはちょっと分かりませんが、そういう感じに感じています。

それはさておき、春のときも聞いたと思うんですけども、都道府県配分のところから、多分、これ、また北海道の定置、多分、噴火湾の定置のことを言っていて、75%ルールというのを設定していただいたんですけども、前回も聞き忘れたところがあるんですけども、北海道の定置の75%ルールというのは今でも生きていることでしょうか。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 そうです。生きています。

○日吉特別委員 例えば、北海道の定置というのを削除したわけですけども、その意味はどういう意味だったのでしょうか。当分、多分北海道の定置もいきなりそんな獲れることはないとは思いますが、その意味は、何で北海道の定置というものを、明記されたものを削除しているのでしょうか。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。ここは今回、ルールの概要の記載でして、そういう意味では中身は変わっていないと。単に資料の構成上、概要を書くということと、特に今回、大臣管理区分からの配分だということで、そこを詳しく書いたというところがあります。ただ、結果として北海道が落ちたことで、何かそういうことで不安を持ったというのは申し訳なく思います。

○資源管理部長　すみません、北海道に——北海道に対するというか、75%ルールの件です。これについては、この資料の6ページにございます「都道府県に対する国の留保からの配分」ということで、④で75%ルールを適用すると書いてございます。これは資源管理基本方針の別紙の中でも、「北海道」というのは明示してありません、もともと。なぜ北海道だということかということ、今、数量明示の都道府県というのは、事実関係として、北海道だけなんです。この75%ルールについて、都道府県だけ、要は、実質的には北海道だけ適用するという趣旨は、やはり定置については混獲というか、枠がいっぱいになっても、では網揚げしてくださいとはなかなか言い難いというようなこと、あるいは数量明示を都道府県に対して行うのが、3年前ですか、決めたときに、北海道が初めてであったということも踏まえて、この北海道、実質的には「北海道」を意味する「都道府県」に対しては、75%ルールでやりましょうというようなことで措置をしまして、それは今でも生き残っています。

○日吉特別委員　ありがとうございます。

○資源管理部長　その上で申し上げますと、やはり、今、申し上げたように、都道府県、要は定置に対しては、操業が止まるようなことまでは求められないということで、75%に達したということ以外の発動要件なしに、適用できることになっていて、あと直近3年の平均値を上限としてという、「天井」も措置をされていないということです。それとの関係で考えれば、沖合底びき網漁業というのは、先ほど赤塚の方から操業を止めるというのはどうかというような話がありましたけれども、発動要件というのはより限定をされていて、かつ、今までルールの中では上限も過去3年の平均値までと決まっている中で運用していると。それで、原則でなかなか対応できない状況になっているということで、これについては水産庁の立場としては、先ほど岩田委員からありましたように、全体として資源が厳しい中で、獲れている漁業、獲れていない漁業がある。そういう中でこれはいかなものかという御意見は私も直接伺ったんですけれども、水産庁の考え方としては、先ほど赤塚の方から説明したような理由で、この2,000トンの留保からの追加というのを諮問

させていただいていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○日吉特別委員 確か私もここで初めて発言していると思うんですけども、1歳魚で資源の評価がしづらいと。それは私も春のときに発言させていただいていますけれども、資源の評価がしづらい魚種で、予想は分かりませんけれども——まあ、こういう議事録に残るんで、相当危ない資源になっているというのは、中部太平洋では思います。多分、日本海には湧くほどいるのかなと僕は思うんですけども、もう危機感を持った方がいいと思って、この発言をさせていただきます。

○山川分科会長 ほかの委員の方は。

三浦委員。

○三浦委員 私は全漁連という全ての漁業者が組合員になっている組織の者ですので、ここに出てこれない漁業者の方たちの意見も代弁していかなければならないので発言をさせてもらいます。

漁獲しようと思えば漁獲できる資源を漁獲しないから資源管理なんだというなかで、漁獲できるのに漁獲しないのはどういうことだというのは、これはちょっと資源管理とは違うと思います。しっかりと資源管理を行っていく中で漁獲していくということだと思います。

また、日本海の方は分かりませんが、北の太平洋側の漁業者には「本当に底曳網が曳いた後にスルメイカがすぐに獲れなくなる一方で、底曳網の操業が終わったら、すぐスルメイカが獲れるようになってくる。そういうことを楽しみに我々漁業者は我慢して待ってきたんだ。」という方たちもいるんです。それはなぜかと言うと、北部太平洋側で漁獲される冬季発生系群というのは限界管理基準値を、日吉委員が言うようにもう下回っているんです。そういう資源状況の中で、限界管理基準値を下回っていない資源と一緒に管理しているから漁獲できるんだということ自体、「えっ」と思っている漁業者もいっぱいいるわけです。そういうことを言っているんであって、私も資源状況として漁獲できる状況であれば、漁獲できる場所は漁獲枠を追加しても良いんじゃないかと思っています。

それともう一点、水産庁からの説明の中で混獲を回避するために2,000トンを出すんだと言っていますけれども、ではこの枠は本当に混獲でしか漁獲されないものとなるのかどうなのかということを水産庁に教えてもらいたい。そういうことをちゃんと関係する漁業

者に説明しないで追加配分をしたら、ますます不信感を抱くことになります。資源状況が良くてどうしようもなく混獲枠でやらないといけないんですというのなら分かるんですけども、資源状況が悪い中混獲でどんどん資源が悪くなるんだったら、そうした場合には資源管理として漁獲の抑制強化ということをやっていきますよね、普通。混獲しないようにするとか。そういう指導はどういうふうに行っているのかとか、そういうことまで水産庁には聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○日吉特別委員 定置もマグロでは混獲で、相当苦勞しています。だけど、操業しないようにしています。

○山川分科会長 混獲の件についてはいかがでしょうか。

○資源管理部長 今回、この2,000トン追加配分するという前提で考えると、その後獲る、その下で操業していただく沖合底びき網漁業に係る方々には当然、2,000トン追加になったから2,000トン丸々使っていいんだということではなくて、できるだけそれは消化しないように、イカがいるような漁場についてはできるだけ避けて、ほかの魚種狙いの操業の中でどうしても入ってしまうイカについて、この2,000トンの中で収めていただくという前提で我々は考えていると。

水産庁の人間が各沖底船に乗って、実際どうなっているかというのを確かめるというのはなかなか難しいとは思いますが、そこは水産庁の方で沖合底びき網漁業の方々には、仮にこの2,000トンが了承されるのであれば、2,000トンというのはこういう厳しい御意見がある中で追加配分されたものなのだから、しっかり混獲に限ってというような前提で使ってくださいという指導は当然していくということになろうかと思います。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 今三浦委員が指摘したその状況です。本当に混獲なのかということを、やっぱり国が許可をしているわけですよね。そういう漁業については、沖底じゃないにしても、それはちょっと、今、魚谷部長が答弁されましたけれども、それは担保してもらわなきゃ、僕ら都道府県じゃ完璧にある程度管理されていますので、それを水産庁が現場行かないから分からないという答弁は僕は納得できません。僕ら都道府県については、何でもガラス張りで行われていますので、許可を出す以上、それをちゃんとしなければいけないのは、大臣免許という重い許可だと思いますけれども。

○山川分科会長 伊藤委員からも御意見あるということで、よろしくお願いします。

○伊藤委員 今、2,000トンの話なんですけれども、これは3県で獲るだけという話じゃ

ないです。これは北海道の部分。ある程度これ遅れて来るんですね、北海道が底びき関係で。日本海も入っているんです。これ広い部分での話なんです。その部分を確保しなければ、全体に船止めなきや駄目だという形になってしまうような形もあります。

あと混獲なんですけれども、混獲の種というのは、イカ専属に獲っているわけではなく、日本海の場合はホッケの中にイカが混ざっていたり、それからスケソウはこれからの時期ですけれども、時期的に12月だとか、それまである程度TACが必要なんです。だから、あくまでも全て今の太平洋側で獲らせるという話ではありません。そして、そこの部分の中である程度お互いに船が止まらないような形にしていかなないと、ますますイカがある程度獲れたということによって、ほかの魚にも影響がしてくるというふうに思っております。

○山川分科会長　あとウェブで御参加の岩田委員が再度御発言があるということですので、岩田委員、よろしくお願いいたします。

○岩田特別委員　大分遅い中、失礼します。イカは、イカに対して底びきさん、まき網さん、いか釣り、と、その中で歴史的にもいか釣りがプライオリティがあるとは申しませんが、ただ、この何年か見ていますと、これだけイカの資源が減っているということは、ほとんど日本の漁業者は理解していると思います。では、これをみんなで我慢して何とか復活させようよというのが大きな使命じゃないかなというふうに感じているんです。

その中でこの2,000トンの増枠というものは、底びきさんの事情は十分分かりますけれども、非常に違和感があるというか、どのぐらい我慢するか分かりませんが、今の格好では、いか釣り漁業者は相当の数減ります。そこのところも踏まえた上で、本来の資源管理というものはどういうものだろうということを皆さんで理解していただきながら考えていただきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○山川分科会長　及川委員。

○及川委員　私は2,000トンの枠の留保からの放出はあっていいと思います。その理由は、ステークホルダー会議だったと思うんですが、意見交換会を聞かせていただきましたが、そのときに複数のいか釣り漁業者の方が、海底にいるイカを自分たちが釣りで狙っても、どうやっても獲れないんだ、獲れないものを獲れる人たちが獲る分はしょうがないよねという発言をされていました。それから、春のときのこの審議会でも2万9,000トン。このときにも同様の意見を言っている方がいました。だから、今、2,000トンをやめることが資源にとって、資源のあれにプラスになるのかどうかというのが、科学的には僕らはよく分

かっていません。ただ、本当は9万トンもTACがあるけど、2万9,000トンに下げることによって、少なくとも資源にダメージを与えないと、研究者の方も言われていて、行政さんも言われていました。その獲り方のところで競合しているんでしたら、これいろいろな問題が、漁場の取り合いというところはあるんですけども、ここは今、いか釣りさんがその場所では非常に獲れない。目標の10%しかいかない状況のときに、沖底が獲れるんなら獲って、それは国内の加工屋さんも、やっぱり獲ってほしいという声もよく聞いておりますので、そこは総合的に考えたら良いと思います。ただ、そういうふうに底に沈んだイカというのが資源的にどうなのかとかいう研究というのは、どんどん進めていただくべきなんだと思います。

以上です。

○山川分科会長 あと、ウェブで御参加の釜石委員からも御発言があるということです。で、釜石委員よろしく願いいたします。

○釜石特別委員 ありがとうございます。

三陸の底びきの状況、皆さん、あまり話されていないので挙手させていただきましたけれども、まず今漁期の三陸の沖合底びき網漁船の例を申し上げれば、9月2日から漁が解禁したわけです。10月の中旬までに17日間しか操業していない。しかも、数量を最初の1週間、それから次の2週間、そして10月に入ってからと、1日に獲れる数量を自主規制をしてきて、それでなおかつTACを消化している状況にあるという現状にあります。同じ場所をいか釣り漁船や大中型まき網漁船が操業したとしても、底びきにしかスルメイカを漁獲できないという状況にあるという現状だけは皆さんに御認識を頂きたいと思います。そして、我々漁業従事者は国民に水産物を供給するという使命を背負って沖に出ています。それがたまたま今年は三陸の方で底びきにスルメイカが入るという状況だということでございますので、この分のところを皆さんに御認識を頂きたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、魚谷部長よろしく申し上げます。

○資源管理部長 すみません、先ほど私の方から、混獲かどうかというのを水産庁が船に乗って確認はできないと申し上げたことに対しまして、日吉委員から、分からないはずないじゃないかというようなお話がありました。

もちろん、これは大臣許可漁業でありますので、漁獲成績報告書というものの提出が義

務付けられております。そういうものを見れば、結果としてこれ、目的操業しているのか、あるいは混獲なのか、獲れている量、微妙なものもあるかもしれませんが、明らかにこれ狙って獲っているでしょうみたいな操業があれば、我々として当然、後追いになりますけれども、そこは把握することは可能でございます。

そういう中で、我々としても沖底の漁業者の人たちが漁獲成績報告書を出して、水産庁から、これおかしいじゃないって言われることもあり得るという状況であえて目的操業するかと言われれば、私としてはそういうことはされないというふうに思いますので、そこについては、そういう確認の仕方はあるということだけ御説明をしておきます。

以上でございます。

○山川分科会長　ほかに。

東村委員。

○東村委員　東村です。よろしくお願いします。

順番的に私に回ってきたのがいいのかもしれませんが。私は、いか釣り及び底びき網漁業の実態を、はっきり言って全く分かっていません。何の話をしようかと思って挙手したかと申しますと、結局、留保枠を増やせば、こういう事態に——まあ、いろいろな議論が出るでしょうけれども、TACに達することなく、水産庁の裁量で何とかTACに達しないということはできるかと思います。必ずしも達しないという意味ではなく、その可能性は高まるという意味です。

一方で、もう留保がほとんどない状態で全部を分けてしまうならば、皆さんはすっきりすると思うんです。これを語弊がある言い方で言えば、もらった枠をまき網で獲ろうが、専獲で獲ろうが、枠は枠だという考え方もないわけではないと私は考えます。

皆さん、イカの話を読んでいるからいろいろ具体的なことを思っていらっしゃると思いますが、私はイカについて語ることはできませんので、漁業管理の方法について考えていました。

そうすると、最初に90%ぐらいの量を全ての漁業種類とか都道府県に分けてしまった場合、今度はもうぎゅうぎゅうで遊びの部分がないですね。もう100%に近くなったらどうにもならない。何が言いたいかというと、水産庁にどこまでの裁量を求めるのか、求めるのが適切と考えるのか。これは例えば「全ての魚種で留保枠は30%にしましょうよ」というものでもなくて、留保枠がかなり少なくてもいけるのもあれば、留保枠が結構ないと、今皆さんが話していらっしゃるイカのように困ったことになって、TACにもう達してし

もうから全ての漁業を中止みたいなの、そういうこともないわけじゃないです。私も具体的に話すことができればいいんですけども。そこの漁業管理の考え方。特に私は留保の考え方を、これからどんどんTAC対象魚種が増えていく流れの中で、もう少しそこから考えて設定していただければいいと思うし、もう一つは、1回設定したからといって固定したりせずに、これはもうちょっと留保枠が多い方がいいなとなったら、そのような柔軟な対応も必要だと思います。

以上、私は学識経験者としてここに出ていますので、皆さんのような本当の生の声を発言することはできませんけれども、どうしても発言したかったので発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかの御意見はいかがですか。

渡部委員。

○渡部委員 すみません、私もどっちかというと、イカを獲りに行ったこともなく、イカで生活しているわけでもございせんけれども、ちょっと一つだけ確認しておきたいと思うんですけども。

先ほどいろいろな意見を頂いてというような中で、本日のこの議論の2,000トン、これを実績として上げないということは、これはそういう意見があったというだけですね。それをそのまま、いや、これから数字としてはもう残していかないというようなことではないですね。私ももうすぐしますと、承認か、非承認か——まあ、承認しないということはないですけども、意思表示をしなきゃいけないと思いますので、その点だけちょっと確認をしておきたいと思います。

○山川分科会長 ただいまの御質問に関しまして、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 先ほど渡部委員からの質問については、実績としてカウントしないというところは、沖合底びき網から、カウントしないということという申出があったことも踏まえまして、これが決まった場合は水産庁としても、将来の配分のときにはカウントしないという扱いをしようと考えています。

○渡部委員 そうなの。

○資源管理部長 補足で説明させていただきます。これは通常、TACの配分を決めるときは、1年置いた直近3年の実績をベースにシェアで配分をするというのが基本的なルールになっております。スルメイカについては別途の関係者間の確認書がありまして、それ

に基づいてやっているんですけども。

今回、2,000トンを超えて追加した場合に、その下で実績が更に伸びます。それを例えば次のシェア見直しのときに、その実績をカウントすると、沖合底びき網漁業に対する配分が多くなるということになるんです。それに対して沖合底びき網漁業者側からは、今回2,000トン追加して、その下で漁獲が行われた、実績が上がったとしても、それはシェア計算にカウントしなくてよい。要は将来の配分がその分増えなくてもよいという、そういう申出ですので、それは沖合底びき網漁業者の皆さんからすれば、ほかの漁業種類の方々に対する配慮というか、せめてこれぐらいはということだと受け取っていますので、それについては水産庁としては将来、実績シェアによる配分になるのであれば、そのときはこの2,000トンの下で獲る分についてはカウントしませんよということについては、そういう形で処理したいと考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

先ほどから混獲と言われますが、日本の漁業の中で専獲と言ったら、釣り漁業しかないんです。一つの魚種を目的とした漁業種の専獲というのは釣りしかないんです。あとは、もう網を使う漁業というのは混獲ですから、はっきり言って。だから、この場で混獲どうのこうのという議論をやると、これから先のTAC魚種拡大には、ますますハードルが高くなってくると思いますし、先ほど伊藤委員の方から言われたように、混獲を避けるためというのは——あっ、混獲のためということは、やはり専獲で——専獲というのは、スルメイカだけを狙うためにトン数をくれというわけじゃない。底びきという漁業は、スルメイカ、もうTACないよね。だけど、ほかの魚狙いたいけど、やっぱり入ってしまうという中で、ただ入ってしまったものを全部捨てるかという議論になってきます。だから、そうすると今度はほかの魚が入らないから、商売やっけていても駄目だからということで船も止めてしまうという、休漁をしてしまうというような事態があるというようなことで、混獲漁業というのはTAC管理はなかなか難しいところはあると思います。これは当初、TAC魚種拡大の中でも我々底びき業界の方は、底びき業界のTAC管理はなかなか難しいよねということ、当初からそういう意見は出していたはずだと思います。しかしながら、国の予定どおり、予定のために、何とかそこはTAC管理やろうかということで進めていく中ですので、先ほども釜石委員も言われたように、獲れるものを、獲れるからどんどん

獲れば良いというやり方じゃない。140トンも、190トンもある底びき船が17時間の操業しかやらない。そういう私的な漁獲規制をしながら販売をやっていると。我々の当地区でもホタルイカなんかをやっていますが、それも本当に同じような考え方で、毎日の販売、漁獲定数を考えながら、ルールに基づいてやっています。これはTACではないですけど。

底びき漁業というのは本当に混獲ありきの魚種ですので、そういう中で、資源の自主管理の中でやるためには、そういう操業規制をやりながらやっているというのが実態ですので、そこを皆さん理解していただきたいと思います。もう、その理解がなければ、私はこれから先、この網漁業のTACの魚種拡大というのは難しいと思います、はっきり言って。1から10まで、それどうなの、こうなのと言っていたら、水産庁もそこまでの管理はできないと思いますし。だけど、ちゃんとそこは底びきをやっていますし、特に漁獲報告はきちんと協会の下で全国、もうそこは集計していますので。その代わり——まあ、ほかの漁業は分かりませんが、底びきの業界は水揚げの統計だとかデータというのは、そんなに、2か月、3か月後に出るわけじゃない。もう本当に近い日数の中で集計できるような体制を取っていますから、そこは何もグレーなところはないと思いますので、そういう中での操業体系でやっている、強いられている中で、何回も言いますとおり、今回のスルメイカの留保というところで柔軟な対応をしていただきたいということです、その辺の理解で皆さん、お願いしたいと思います。

○山川分科会長 佐々木委員。

○佐々木特別委員 Chefs for the Blueの佐々木でございます。

私は漁業現場、特に底びき船といか釣り漁船は乗らせていただいたことないですし、現場のことは分かりません。けど、その前提としての数字の話だけちょっとお伺いしたいです。

8月末までの漁獲実績は4,600トンで、15%しか消費されていないという状況だと思うんですけども、これってここだけ見ると、ひょっとしたら、そもそもの資源量の推定が間違っていたのではと思っちゃったんです。だから、15%しか消化できなかったのではと思いました。そういう可能性はないのかというところをお伺いしたいと思います。

私は国民として、消費者としてスルメイカ食べたいです。すごく食べたい。今年全然食べていません。けど、10年後も食べたいです。私の子どもたちにも食べさせてあげたいので、ちゃんとこの2,000トンを付与することが将来の資源量に影響しないのかというところだけ確認させていただきたいです。お願いします。

○山川分科会長 これは、どちらにお答えいただいたらよろしいのでしょうか。赤塚室長
でしょうか。

○資源管理部長 本日のこの議題、追加配分のことについては資源評価、ダイレクトに関
係していませんので、水研の方からイカの担当者の方は見えていられないので、ここは水
研さんからお答えというのは難しいと思うんですけれども。

今年のTACの設定について改めて、繰り返しになるかと思いますが、経緯を説明いた
しますと、3年前に新しい資源管理の方式に移ったときに、当時の資源評価に基づいてい
ろいろやり方を検討したんですけれども、そのときに決めたのが3年固定で7万9,200ト
ンですか。そのときには、要は3年固定することによって、通常、毎年調整するのより、
ちょっと抑えめのTAC設定になっています。この3年固定7万9,000何某で始めたんで
すけれども、3年目、開始当時の将来予測に比べると非常に悪くなっていると。

一方で、管理方針的にはもう3年固定ですよと言っているものですから、そこについて
はもう、TACは7万9,200トンで設定するけれども、そこまで皆さんに配分して、どう
ぞ獲ってくださいと言える状況じゃないという判断の下に、ここは水産庁の中でいろいろ
検討して、2万9,000トンに当初配分を制限したと。この2万9,000トンの根拠というのは、
当時、改めて水研さんに、では何トンが適切なんですかという計算をお願いして出てきた
数字ではなくて、直近3年の平均値であれば資源は増えていきますと、減りはしませんと
いう数字になっているので、応急措置といいますか、そういう形で2万9,000トンという
ような形の当初配分にしたということがございます。

ですので、約1年ぐらい前になるんですか、当時の資源評価に基づけば、2万9,000ト
ンであれば増えてはいくと。要は、一方でMSY達成の確率との関係では、それで十分な
のかというのは、必ずしもそうではないということなんですけれども、当時のやれること
として、そういう決断をしたということです。

実際に、では今年の本当の状況で2万9,000トンという当初配分が過大なのか、適切な
のかということについては、現状では確たることを申し上げられないというのが正直なと
ころだと思います。そこは、正に何回も今日の会議でもありましたように、単年生という
ことで、なかなか将来予測、要は、加入がよければぼんと上がることもあれば、予想より
少ないこともあるという、そういう特性の資源ですので、この2万9,000何某という数字
が現状においてどうなのかという、現状の資源状況と比べてどうなのかということにつ
いては、資源評価の観点からは、ちょっと確たることは申し上げられないと。

一方で、管理の立場からすれば、当時の利用可能な最新の、最善の、科学的根拠に基づいて2万9,000トンであれば、資源は減っていかずに増えていくであろうという数字で設定したというところについては、管理側としては責任を持つ必要があります。ですので、この2万9,000トンに対する消化状況との関係で、2,000トンというのは操業を止めないとか、そういった観点からしてやむを得ないという考え方の下に、我々としてはこの追加を諮問させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○佐々木特別委員　ありがとうございます。そうしましたら、前提条件として、まだ15%だから、全然余裕があるからという議論の成り行きは、そもそもクエスチョンであるということ。

あと、今年これだけ消化率が悪いということは、去年よりも、評価の時点よりも更に状況が悪化しているかもしれないという前提条件もございますね。

○資源管理部長　消化が悪いイコール資源が悪いということかどうかというのは、必ずしもイコールではなくて、資源はいるけれども、獲れる所にいないとか、そういう漁業と資源の分布のミスマッチみたいなことが原因という可能性もある。ですので、消化率がこれだけ、消化が進んでいないということは、イコール資源が悪いんだという、直結することでは必ずしもないと思いますけれども、懸念としては、佐々木委員御指摘のとおり、そういうことじゃないかという懸念というのはもちろんあり得るかと思います。

○佐々木特別委員　ありがとうございます。

○山川分科会長　いかがでしょうか。いろいろと御意見出ましたけれども、御意見いろいろ割れておりまして、最終的にもう割れてどうしようもないという場合は、多数決ということに形式的にはなったりするのでしょうか。

ただ、今回いろいろと御意見を伺う中で、非常に強い御懸念もあるわけですが、水産庁からは、混獲に限定ということで、沖合底びき網には強く指導をしてという条件の下でというお話もございましたので、そういった条件を付けて、沖合底びき網の方々に指導をしていただくという条件付きでお認してはいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○日吉特別委員　はい、それで私はよろしいと思います。

○山川分科会長　非常に強い御懸念を表明される御意見があったということを強く申し伝えさせていただいて、業界の方々に御指導いただくようお願いいたします。

では、そういうことで、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということにさせていただきます。

これで、全ての諮問事項の内容について審議が終了いたしました。

事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

では、特に事務局からないということでしたら、諮問第457号から第459号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

6 水 審 第 23 号

令和 6 年11月 1 日

農林水産大臣 小里 泰弘 殿

令和 6 年11月 1 日に開催された水産政策審議会第133回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第457号 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群並びにうるめいわし対馬暖流系群の別紙 2 の変更、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の別紙 2 の追加、かつお（中西部太平洋条約海域）、かつお（インド洋協定海域）及びめかじき（インド洋協定海域）の別紙 3 の変更等）について

諮問第458号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本

海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の案等について

諮問第459号 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

初めに、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。私の方から、資料5－1に即しまして、クロマグロの融通などの結果の御報告を申し上げます。

こちらは、前回の報告以降に生じました融通であったり、大中型まき網漁業で生じました未利用分の繰越しに伴う大臣管理漁獲可能量と都道府県可能量の変更についての報告です。

では、スライドごとに説明に入ります。

まず1枚目です。融通の調査を行ったということです。令和6年5月に都道府県の配分量の融通の調査を行ったということです。個々に応じて、小型魚、大型魚、交換に応じます、譲受に応じますということでの結果があったということです。

それを受けた結果がスライドの2枚目です。令和6年7月11日に岩手県と福岡県の小型魚、合計7.0トンと北海道、新潟、福井、愛媛の大型魚合計7.0トンの交換が成立したということです。

3枚目は、先ほどの国の要望調査を踏まえたというところではなくて、都道府県間の融通です。こちらは沖縄県から大型魚2.0トンを東京都、鹿児島県にそれぞれ1.0トンずつ譲渡をしたということです。

続きまして、スライド4枚目に移ります。こちらは大臣管理の漁獲可能量の変更ということで、令和6年8月5日に生じました。これは大中型まき網漁業には漁獲割当てによる管理を行う管理区分と漁獲量の総量管理を行う管理区分がございますので、前者の漁獲可能期間の終了に伴って後者に未利用分の繰入れを行ったということです。正確には、一旦、

国の留保に入れた後で、速やかに総量の管理区分に追加したということです。

スライド5枚目は、1枚目と同じようなプロセスです。融通ということで、また要望調査を行いました。お示しするとおり、小型魚、大型魚それぞれで都道府県で交換、又は譲受に応じる、そういうことの回答があったという表です。

これを受けて、令和6年8月26日に福井県と別途相談いたしました大中型まき網漁業の小型魚の63.0トンと北海道、新潟、石川、鳥取、愛媛の合計で大型魚の63トンの交換が成立したということです。

7枚目は、国の関与ではなくて、都道府県間で行われた交換ないし譲渡ということで、前者は宮崎県から小型魚3.2トン、新潟県から大型魚3.2トンをとということで交換が行われました。

2番目は譲渡ということで、石川県が大型魚4.0トン、北海道に4.0トン譲渡したということです。

これを受けて、どういうふうに変わったのかを示したのが、8枚目が小型魚、9枚目が大型魚ということです。

以上、こちらが前回の報告以降に生じました融通などの、クロマグロの融通などの結果報告につきましての説明です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特になければ、続きまして、国の留保からの配分等について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 事務局です。資料6の説明に入らせていただきます。

国の留保からの配分ということで、まずは現行制度の概要です。

特定水産資源というのは、クロマグロと大型、小型を除く特定水産資源でございますけれども、漁獲可能量と配分の変更について、いくつか、以下に掲げる、こういう場合においては各管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意いただき、実際に行った報告は、事後報告ということで対応させていただいております。

すごく大ざっぱに分けますと、まずは国の留保からの配分という関係で、あらかじめ定

めた計算方法で行う場合。まあじ、まいわし、まさば、するめいか、さんまに導入されています。似たような類型として、配分は配分ですけれども、関係者間での合意形成に基づくものが2番目です。

3番目が融通です。それぞれ都道府県間、又は大臣管理区分の都道府県の間で合意に基づいて融通を行う場合です。

4番目が、こちらは漁獲割当て管理区分が、いわゆる配分が未利用分のところを国の留保に一旦入れた上で、今度は総量管理区分へ追加配分しますと、そういったものによる大臣管理漁獲可能量の変更です。

さんま漁業については、逆に総量が終わってから漁獲割当て管理区分に移動するということでの変更です。

次が5番目の類型ですけれども、漁獲可能量の調整、そういったものがございます。管理年度において、終了に伴って確定した未利用分を国の留保として繰り越すものです。これは、まさば及びごまさば対馬暖流系群で入っている枠組みです。

6番目がすけとうだらです。大量来遊ルールです。あらかじめ定めた要件に合致した時に、資源評価対象区域外から来遊があったということでの変更です。

2ページ目に移りまして、類型の七つ目です。こちらは、すけとうだら日本海系群で入っている漁獲可能量で使い残した分を、ある程度上限を課した上で次の年に繰り越すという、それに伴う漁獲可能量と配分の変更です。

これらについては、繰り返しになりますけれども、あらかじめ水産政策審議会に御了解いただいたものを後で報告するということで、これが「2 数量配分の内容」です。

それぞれでございますけれども、最初はするめいかです。留保からの配分があったということです。これは先ほど議題で触れた2,000トンの追加配分のことです。

2番目です。関係者間の合意に基づくものということで、まさば対馬暖流系群及びごまさばの東シナ海、島根と国の留保の関係です。

まあじについても、こういった形での留保からの追加配分がお示した県であったり、大中小型まき網において行われたというものです。

次が融通ですけれども、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、まいわしの対馬暖流系群、まいわしの同じく対馬暖流系群でありました。

それぞれについて県同士であったり、若しくは県から大中小型まき網、また逆のパターンでも、こういった融通が行われたという報告です。

次が繰入れです。要は同じ漁業種類で管理区分が違うものの間で生じたことに伴う変更でして、こちらについては、さんまにおいて未利用分を総量管理の区分から漁獲割当て管理区分に繰り越したという報告です。

最後のページ、4 ページです。今度は繰越しです。漁獲可能量の調整を行った場合に、結果として前の年度の実利用分を繰り越すということで、まさばの対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群で起こったことの報告です。

最後です。こちらも繰越しです。すけとうだら日本海北部系群で前管理年度の未利用分ということで繰越しが行われたということの報告です。

以上、パターン別に、前回の報告から今回行った事後報告でした。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員もよろしいですか。

では、特になければ、次、その他に移りたいと思います。

その他につきまして、委員の方々から何かございますでしょうか。

特にないようであれば、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては12月11日の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のために開催することになりましたら、また別途御連絡させていただきます。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

非常に長時間にわたり審議していただきまして、どうもありがとうございました。大変お疲れさまでした。